

令和6年度文部科学省委託

**ICT を活用した障害のある児童生徒等に対する
指導の充実事業
（病気療養中等の児童生徒に対する
オンデマンド型の授業に係る調査研究事業）**

事業報告書

令和7年3月

PwCコンサルティング合同会社

目 次

要 旨	1
I 事業の背景・目的	2
1. 事業の背景・目的	2
2. 事業の実施内容	2
3. 事業実施体制	4
II 教育委員会における取組	6
1. 支援体制の構築	6
2. 病気療養中等の児童生徒に対する遠隔教育の準備	8
3. 病気療養中等の児童生徒に対する遠隔教育の実施	12
4. 病気療養中等の児童生徒に対する遠隔教育による学習の評価	14
5. 復学に向けた支援	16
6. 視察報告	20
III 自治体における病気療養中等の児童生徒に対する遠隔教育に関する 体制整備のための取組の現状	27
1. ヒアリング調査実施概要	27
2. 病気療養児に対する遠隔教育の取組に係る各自治体へのヒアリング調査実施結果	28
3. まとめ	38
IV まとめ・病気療養児の教育機会の保障	39
1. 支援体制の構築	39
2. 病気療養中等の児童生徒に対する遠隔教育の準備	41
3. 病気療養中等の児童生徒に対する遠隔教育の実施	45
4. 病気療養中等の児童生徒に対する遠隔教育による学習の評価	49
5. 復学に向けた支援	52
6. まとめと今後に向けて	55

要 旨

i. 事業の背景・目的

従来からの同時双方向型の授業配信を原則とした上で、学校の判断により、事前に収録した授業を児童生徒が視聴したい時間に受講するオンデマンド型の授業配信を可能とする制度改正が行われたことを受け、本事業では、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校で行われている遠隔教育（同時双方向型、オンデマンド型）の実態を把握するとともに、実施方法や課題を整理し、病気療養児に対するオンデマンド型の授業の効果的な活用方法等について提示することを目的として実施した。

ii. 教育委員会における取組

令和5年度より2年間にわたり、5つの受託自治体（北海道・宮城県・岐阜県・栃木県・京都市、※栃木県については令和6年度のみ）にて、病気療養児の教育機会の保障に向けた同時双方向型の授業・オンデマンド型の授業の活用方法等についての調査研究を実施した。

iii. 自治体における病気療養中等の児童生徒に対する遠隔教育に関する体制整備のための取組の現状

全国の各自治体で行われている遠隔教育の実施に係る多様な取組例や課題等を把握することを目的として、4教育委員会（島根県、岡山県、熊本県、岩手県）へヒアリング調査を実施し、各自治体における遠隔教育に係る具体的な取組状況及び体制整備に向けた取組のポイントをまとめた。

iv. まとめ・病気療養児の教育機会の保障

上記ii、iiiの調査研究事業を通して把握された取組の現状を踏まえ、各自治体における病気療養児の教育機会の保障に関する取組の方向性について、遠隔教育実施のプロセス（支援体制の構築、遠隔教育の準備、実施、評価、復学に向けた支援）に沿って整理した。

I 事業の背景・目的

1. 事業の背景・目的

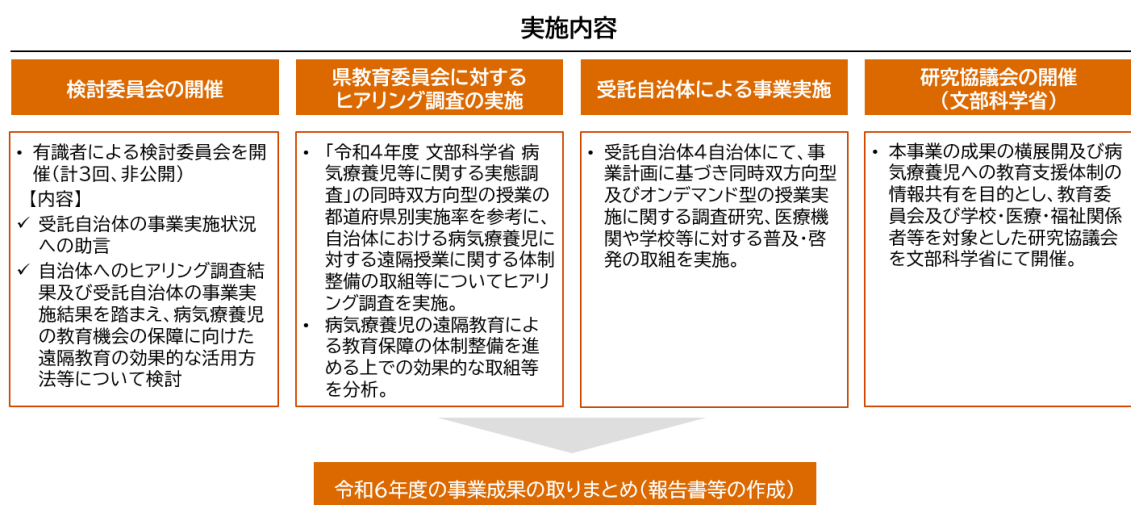
病気療養児は、その時々¹の病状や治療の状況により、同時双方向型の授業だけでは教育機会の保障として十分でない可能性がある。そのため、小・中学校段階及び高等学校段階において、従来からの同時双方向型の授業配信を原則とした上で、学校の判断により、事前に収録した授業を児童生徒が視聴したい時間に受講するオンデマンド型の授業配信を可能とする制度改正が行われた。

本事業は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（以下、「学校等」という）で行われている遠隔教育（同時双方向型、オンデマンド型）の実態を把握するとともに、実施方法や課題を整理し、病気療養児に対するオンデマンド型の授業の効果的な活用方法等について提示することを目的として実施した。

※病気療養児とは、疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間学校を欠席すると認められる児童生徒を指す。

2. 事業の実施内容

本事業の全体像は以下のとおり。



（１）事業実施教育委員会における取組

当該調査研究事業では次の５つの教育委員会において、病気療養児の教育機会の保障に向けた同時双方向型の授業・オンデマンド型の授業の活用方法等についての調査研究を並行して行っており、本事業においては各教育委員会における事業実施支援及び実施結果のとりまとめを行った。なお、令和５年度以降の２年間の各教育委員会の取組の成果については、令和７年２月に文部科学省の主催する「病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業に係る調査研究事業連絡協議会」にて、全国の各自治体の教育委員会や学校関係者、医療機関等関係者、福祉関係者に対し周知した。

また、事業実施自治体で行われている遠隔教育の実施に係る具体的な取組の実際を把握し、遠隔教育の効果的な活用方法等についての検討の参考とするため、令和６年度に岐阜県教育委員会及び栃木県教育委員会の所管する高等学校へ視察訪問を行った。

- 北海道教育委員会
- 宮城県教育委員会
- 岐阜県教育委員会
- 栃木県教育委員会（令和６年度のみ）
- 京都市教育委員会

（２）ヒアリング調査

全国の各自治体で行われている遠隔教育の実施に係る多様な取組例や課題等を把握することを目的として、令和４年度に文部科学省にて実施した「病気療養児等に関する実態調査」の結果を参考に、各学校種において遠隔教育の実施体制の拡充に向けた取組を進めていると考えられた以下４自治体を対象として、ヒアリング調査を実施した。

- 島根県教育委員会
- 岡山県教育委員会
- 熊本県教育委員会
- 岩手県教育委員会

3. 事業実施体制

調査の設計・分析等について専門的立場から指導・助言を得るため、有識者や教育・医療機関関係者からなる検討委員会を設置した。検討委員会の委員及び開催状況は以下のとおり。

図表1-1 検討委員会 委員一覧

ご氏名	ご役職
志村 芳紀	埼玉県立けやき特別支援学校 特別支援教育コーディネーター（高校生支援担当）
鈴木 彩	国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 医療連携・患者支援センター 医療連携室 ソーシャルワーカー
土屋 忠之	独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 インクルーシブ教育システム推進センター 総括研究員
丹羽 登(○)	関西学院大学教育学部教育学科 教授
広瀬 邦彦	神奈川県立伊志田高等学校 校長
前田 尚子	独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター 小児科医長
山田 憲司	愛知県教育委員会 特別支援教育課指導グループ 課長補佐

(○：委員長、五十音順、敬称略)

【オブザーバー】

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

菅野和彦	視学官（併）特別支援教育課特別支援教育調査官
相原千絵	特別支援教育調査官（病弱・身体虚弱教育担当）
齋藤綾子	課長補佐（併）医療的ケア対策専門官
川島光道	支援第二係

文部科学省初等中等教育局

石田恵実子	参事官（高等学校担当）付参事官補佐
山本文	参事官（高等学校担当）付専門官（併）係長

厚生労働省 健康・生活衛生局がん・疾病対策課

戸石輝	相談支援専門官
-----	---------

(敬称略)

図表1-2 検討委員会 開催実績

回数	開催日時	議題
第1回	令和6年9月10日 10:00～12:00	- 事業概要 - ヒアリング先候補案 - 各教育委員会における 令和6年度事業実施計画
第2回	令和6年11月29日 13:00～15:00	- 視察報告 - ヒアリング実施結果 - 事業報告書の構成案・事業報告書概要版構成案 - 各教育委員会における事業実施状況
第3回	令和7年3月7日 14:00～16:00	- 連絡協議会開催報告 - 事業報告書・事業報告書概要版作成案

Ⅱ 教育委員会における取組

令和5年度より2年間、本事業受託自治体である北海道教育委員会、宮城県教育委員会、岐阜県教育委員会、京都市教育委員会、栃木県教育委員会（栃木県については、令和6年度のみ）において、病気療養児の教育機会の保障に向けた同時双方向型の授業・オンデマンド型の授業の活用方法等についての調査研究を実施した。

本事業検討委員会や、「病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業に係る調査研究事業連絡協議会」における各自治体からの成果報告、成果報告書をもとに、各自治体の取組事例を以下に示す。

1. 支援体制の構築

（1）共通理解の醸成(理解啓発・普及啓発)

受託自治体においては、病気療養児に対する遠隔教育による学習保障に関する理解啓発・普及啓発を目的として、校長会・教頭会や教務主任連絡会議などの学校関係者が参加する会議体での普及啓発が行われていた。その他、学校や医療機関の関係者を対象としたリーフレット等の配布、学校教員や特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会の開催、遠隔授業の指導者のノウハウやアイディアをまとめた教員向けのハンドブックの作成などの取組が行われていた。

受託自治体における取組事例

- 校長会・教頭会、教務主任連絡会議で、病気療養児に対する遠隔教育による学習保障について周知した。本事業の協力病院である東北大学病院、県立こども病院以外の医療機関へ、教育委員会担当者と医教連携コーディネーターが訪問し、事業説明を実施した。
【宮城県教育委員会】
- 県教育委員会主催の研修会を開催し、県内の高校の特別支援教育コーディネーターや養護教諭等に対し、事業説明を行った。また研修会では、病気療養児の保護者による遠隔教育をテーマとした講演、医師や特別支援学校教諭によるパネルディスカッションを行った。その他、看護師、特別支援教育コーディネーター等の専門職が、入院生徒・保護者の思いや、支援内容について執筆し、小冊子にまとめ、高等学校や病院等関係機関へ配布した。【岐阜県教育委員会】
- 同時双方向型の授業のノウハウや、各指導者のアイディア等をまとめた「配信授業ハンドブック」を作成した。「配信授業ハンドブック」を用いて教員向けの小規模な研修会やOJTを実施した。【京都市教育委員会】

（２）教育委員会における関係機関との連携体制

受託自治体においては、病気療養児に対する遠隔教育による学習保障の制度に関して、日頃から教育委員会が主体となり、医療機関や学校、特別支援教育コーディネーターに対し、リーフレットの配布や研修会での周知啓発を行うことで、迅速な支援開始を実現していた。また遠隔教育に関する相談窓口となる教育委員会担当者の連絡先を、日頃から学校に周知することも、迅速な支援開始におけるポイントとなっていた。その他、医教連携コーディネーターを配置している自治体においては、医教連携コーディネーターが、病気療養児の在籍校と、病気療養児が入院する病院との間をつなぐ調整役となり、病気療養児の状況の共有や学校に対する相談支援を実施する等、円滑な連携を行った事例が確認された。

受託自治体における取組事例

- 栃木県では、特別支援学校の分教室のある県内２つの大学病院へ入院する高校生に対し、特別支援学校との連携のもと学習支援を実施する「入院高校生支援事業」を実施している。病気療養児に対する遠隔教育による学習保障の制度については、医療機関や学校関係者、特別支援教育コーディネーター等に対し、日頃からリーフレットの配布や研修会での周知を実施している。また、遠隔教育に関する相談窓口となる教育委員会担当者の連絡先をあわせて周知している。これにより、遠隔教育による学習保障が必要となった際、学校と教育委員会とが迅速に連携し、支援を開始できる体制が構築できている。【栃木県教育委員会】
- 県立高等学校の教諭１名を医教連携コーディネーターとして任命し、本事業の連携病院に最も近い県立高等学校に配置した。遠隔教育を実施する際には、医教連携コーディネーターが、病気療養児の在籍校と、病気療養児が入院する病院の橋渡し役を担い、病院から治療スケジュール等を確認し、在籍校へ情報共有を行うほか、遠隔学習支援に関するアドバイス、相談対応を実施した。【宮城県教育委員会】

2. 病気療養中等の児童生徒に対する遠隔教育の準備

(1) 遠隔授業の実施体制づくり

遠隔教育による学習保障を行うにあたっては、公立・私立いずれにおいても、まずは遠隔授業の具体的な実施方法の検討をするとともに、出席・単位認定、学習評価の方法に関する校内規定について校内で検討できる体制を構築し整備しておく必要がある。また、校内規定で定めた学習評価の方法については、あらかじめ、児童生徒及び保護者に説明することが必要となる。

受託自治体の中には、教育委員会が都道府県内の高等学校に対し、病気療養中等の生徒に対する教育保障について周知を徹底したことで、全ての都道府県立高等学校にて、病気療養中の生徒に配慮した校内規定を整備できたという自治体も存在した。

また、入院中の児童生徒に対し、遠隔教育による学習保障を行うにあたっては、医療機関との連携が必要となるが、受託自治体の事例では、医教連携コーディネーターが中心となり、病気療養児の在籍校と、病気療養児の入院する病院との連携が行われていた。

遠隔授業を実施するためのネットワーク環境・ICT 機器の整備に向けては、教育委員会や特別支援学校がポケット Wi-Fi やタブレット端末、テレプレゼンスロボット（kubi）の貸し出しを行っている自治体も見られた。また、遠隔教育の実施経験のある教員が在籍している自治体では、当該教員が中心となり校内体制を整備したことで、円滑な支援開始を実現していた。

受託自治体における取組事例

- 本調査研究事業を通じて、遠隔授業の対象となる生徒、遠隔授業開始までの手続き、学習評価の方法等について、校内規定において定め、教職員の共通理解を図ることが重要であることが分かった。また、北海道教育委員会が実施した調査によると、調査に回答した道立高校全てが、病気療養中等の生徒に対し、単位認定、進級、卒業等について配慮する校内規定等を「整備している」と回答した。【北海道教育委員会】
- 医教連携コーディネーターが病気療養児の在籍校と、病気療養児の入院する病院との間での調整を担い、在籍校と病院、教育委員会が連携を図りながら、県立高等学校に在籍する入院または自宅療養中の生徒に対し遠隔教育を実施した。【宮城県教育委員会】
- 遠隔教育の実施に際し、iPad を所有していない学校には特別支援学校分教室の iPad を教育委員会が借りて生徒へ貸し出している。特別支援学校のセンター的機能による支援として、学校へテレプレゼンスロボット（kubi）の貸し出しを実施している。ネットワーク環境の整備に向けては、教育委員会がポケット Wi-Fi を貸し出している。【栃木県教

育委員会】

- 前任校で遠隔教育の実施経験のある教員を中心として、他の教員の理解醸成や教育委員会との連携を行った。その結果、タブレットを用いた同時双方向型の授業の円滑な導入につながった。【岐阜県教育委員会】

（２）児童生徒の状況に応じた実施形態の選択

病気療養中の児童生徒に対する遠隔教育においては、同時双方向型を原則としつつ、当該児童生徒の病状や治療の状況等から、配信側の授業時間に合わせて同時双方向型で実施することが難しいと学校において判断した場合に限り、オンデマンド型で実施することが可能となっている。受託自治体では、教職員が保護者や児童生徒とこまめに連絡を取り、治療のスケジュールや病状等について確認したうえで、児童生徒の状況に応じて、同時双方向型の授業を受けることが難しいと学校で判断した場合に、オンデマンド型の授業を実施していた。

受託自治体における取組事例

- 高等学校の事例では、教科担任が始業時に対象生徒の Google Meet への入室状況を確認する。生徒が入室している場合は、同時双方向型の授業を実施するが、入室していない場合は、オンデマンド型の授業が必要と判断し、録画を開始する（実技・実習科目を除く）。録画データは、教務部員が YouTube に限定配信する。【北海道教育委員会】
- 治療・リハビリのスケジュールや当該生徒の体調により、同時双方向型授業への参加が困難な場合は、オンデマンド型の授業を活用した。【宮城県教育委員会】
- 児童生徒の体調や治療状況等に応じて、対面授業や、同時双方向型の授業、オンデマンド型の授業、両者併用型の授業を実施。治療や体調の都合で、対面授業や、同時双方向型の授業を受けることが難しい場合に、オンデマンド型の授業を実施した。【京都市教育委員会】

(3) オンデマンド型の授業の教材

オンデマンド型の授業の教材については、通常授業の様子を録画し、You Tube 等の動画共有プラットフォームや、Google Drive 等のクラウド上で病気療養児に共有する方法や、Power Point を活用し、動画教材を作成する方法などがあった。オンデマンド型の授業の専用教材については、治療の状況や体調等により長時間の視聴が難しい児童生徒でも視聴しやすいよう、学習内容の要点を短時間でまとめるといった工夫が確認された。教育委員会によっては、Power Point 等教職員が使い慣れたソフトを活用することで、教材作成に係る負担の軽減を図っていた。また、実技・実習を伴う各教科・科目等の教材の作成においては、ウェアラブルカメラなどの ICT 機器を活用し教員や生徒の手元の手技の映像を録画し教材へ含めるなど、より学習効果の高い教材とするための工夫が行われていた。

受託自治体における取組事例

- 高等学校段階でオンデマンド型の授業の実施する際は、通常授業の様子を録画し、録画を YouTube へ投稿した。小・中学校においては、理科、社会を中心とした各単元について、Power Point を活用し動画教材の作成を行った。【北海道教育委員会】
- オンデマンド型の授業の実施時には、テレプレゼンスロボット(kubi)と iPad を活用して授業を録画したうえで、25 分間の専用教材を作成し、You Tube に限定公開、もしくは Google Drive へアップロードした。【宮城県教育委員会】
- 実技系の科目(工業、化学等)を実施する際、教員と生徒がウェアラブルカメラを装着して手元の映像を録画し、オンデマンド型の授業の教材とした。【岐阜県教育委員会】

（４）遠隔教育で行う各教科・科目等の整理

※義務教育段階における教科、高等学校段階における教科、科目について、以降「各教科・科目等」と記載する

受託自治体の中には、各教科・科目等を限定せず同時双方向型の授業・オンデマンド型の授業を実施した自治体が多数存在した。実技・実習等を伴う各教科・科目等について遠隔授業で取り上げる場合には、学習内容のうち、座学部分を中心に遠隔授業にて取り上げ、実技や演習の内容については復学後や登校日に対面指導において補完したり、復学後に習熟状況を確認し、必要に応じて学習内容を補完したりする等、柔軟な工夫がなされていた。また各教科・科目等

以外にも、学校行事やホームルーム、教職員との面談、クラスメイトとの交流などをオンラインで実施することで、学校とのつながりや、病気療養児の安心感を醸成した事例が確認された。

受託自治体における取組事例

- 高等学校段階では、対象生徒が履修している全ての各教科・科目等について、同時双方向型の授業・オンデマンド型の授業による学習保障の対象とした。義務教育段階では、校外学習や原籍校の教科学習、学級活動について同時双方向型の授業を実施し、小学部理科、中学部理科、中学部社会科についてオンデマンド型の授業を実施した。【北海道教育委員会】
- 各教科・科目等を限定せず遠隔授業による学習支援を実施した。実技・実習等については、座学部分を中心に遠隔授業にて取り上げ、対面指導が適する部分を復学後や登校可能日に補完する等柔軟に対応した。【宮城県教育委員会】
- 実技・実習等を伴わない各教科・科目等を中心に遠隔教育を実施したが、美術や家庭科など、実技・実習等を伴う各教科・科目等についても一部遠隔教育の対象とした。【岐阜県教育委員会】
- 各教科・科目等を限定せず遠隔教育による学習支援を実施した。【京都市教育委員会】
- オンデマンド型の授業を実施した事例では、保健体育・家庭科・数学・科学について取り上げた。また、教職員やクラスメイトとオンラインで面談・交流を行ったり、学校行事(体育祭)についてオンラインで配信した。【栃木県教育委員会】

3. 病気療養中等の児童生徒に対する遠隔教育の実施

(1) 遠隔教育の実施場所における環境整備

遠隔教育の実施場所は、入院中の病室や一時退院時・療養中の自宅等が考えられる。入院中の病室で遠隔教育を実施する場合、受託自治体では、遠隔教育を受けるための通信環境を整備するため、病院に備え付けの学習用 Wi-Fi を利用する、もしくは、教育委員会が入院生徒に対し Wi-Fi ルーターの貸し出しを行っていた。

受託自治体における取組事例

- 遠隔教育の実施場所の通信環境を整備するため、教育委員会が入院生徒に対し Wi-Fi ルーターの貸し出しを行った。【北海道教育委員会】
- 入院中の病院で遠隔教育を受ける場合は、病院に備え付けの学習用 Wi-Fi 又は県教育委員会が貸し出すモバイル Wi-Fi ルーターを利用した。【宮城県教育委員会】

(2) 遠隔授業を実施するために必要な ICT 機器・通信機器

同時双方向型の授業を実施する際、配信側の教室には、タブレット端末や、テレプレゼンスロボット(kubi)等を設置し、Google Meet、Teams 等のオンライン会議システムを使用して授業の配信が行われていた。また受信側では、タブレット端末等を使用している事例が確認された。

また、オンデマンド型の授業については、配信側となる教室へ、タブレット端末や、テレプレゼンスロボット(kubi)等を設置し、通常授業の様子を録画するほか、動画教材の共有に当たっては、You Tube 等の動画共有プラットフォームや、Google Drive 等のオンラインのファイル共有システム等が活用されていた。

受託自治体における取組事例

- 同時双方向型の授業については、iPad とテレプレゼンスロボット(kubi)を配信側の教室へ設置し、Google Meet で授業の配信を行った。オンデマンド型の授業については、テレプレゼンスロボット(kubi)と iPad を活用して授業を録画したうえで、25 分間の専用教材を作成し、You Tube に限定公開、もしくは Google Drive へアップロードした。【宮城県教育委員会】

- タブレットやモバイルモニター、テレプレゼンスロボット(kubi)を活用して遠隔教育を実施した。同時双方向型の授業配信には、Teams を使用した。【岐阜県教育委員会】

(3) 遠隔教育の実施方法、工夫

受託自治体においては、同時双方向型の授業を実施する際に、テレプレゼンスロボット(kubi)を活用し入院中の生徒と在籍校の生徒及び教員が授業の合間に雑談するなど交流を図っていた。また、オンラインで社会科見学の様子を配信して、他の児童生徒と同じ体験をできるようにすること、入院中・療養中でも ICT を活用しオンラインで在籍校と交流することで、病児療養児の安心感の醸成と学習意欲の向上を実現していた。

高等学校の病児療養児においては、対面により行う授業を各教科・科目ごとに年間2単位以上実施する必要があるが、「病児療養中等の生徒であって、当該生徒の病状や治療の状況、医師等の意見等を踏まえ、対面により行う授業を複数回行うことが難しいと高等学校等の校長が認める場合」において、年間1単位とすることも認められることとなっている（P.56（参考）※1参照）。

受託自治体において、病児療養児の入院期間が1年未満である場合には、年間2単位以上の対面授業が問題なく実施されていた。一方、病児療養児が移植手術を行い、免疫力が低下し感染症への感染リスクがある場合等には、年間2単位以上の対面授業の実施可否の判断において細心の注意が必要であるという声も聞かれた。

受託自治体における取組事例

- 病児療養児の様子の確認及び教員やクラスメイトとのコミュニケーションを目的として、同時双方向型の授業実施後、病児療養児と、教科担当の教員及びクラスメイトとが、テレプレゼンスロボット(kubi)を活用し雑談するなど交流を実施している。また、年間2単位以上実施する必要がある対面授業については、病児療養児が登校可能な期間に実施することができた。【栃木県教育委員会】
- 入院先の病院から在籍校の児童生徒との交流を行ったり、社会科見学へオンラインで参加したりするなどの取組を通じ、病児療養児の安心間の醸成と学習意欲の向上につなげた。また、年間2単位以上実施する必要がある対面授業について、対象生徒は全員、年度途中から入院することになったり、退院後登校できる状態になったりしたため、実施することができた。【北海道教育委員会】
- 年間2単位以上の対面授業は実施していない。理由として、病児療養児は移植手術を行っており、感染症に対して抵抗力がない状態であったことが挙げられる。感染リスクを避けるため、厳重な注意が必要であった。【岐阜県教育委員会】

- 病気療養児の入院期間は数カ月に及ぶものではなかったため、年間 2 単位以上の対面授業については復学後に問題なく実施できた。入院が 1 年以上に及ぶ場合、年間 2 単位以上の対面授業の実施をどのように保障するかは課題である。教員が病院を訪問して対面で指導すること、2 単位時間以上の実施が困難な場合には内容を精選し 1 単位時間で実施することなどを想定している。【宮城県教育委員会】

4. 病気療養中等の児童生徒に対する遠隔教育による学習の評価

(1) 視聴・出席確認の方法

同時双方向型の授業の場合には、児童生徒の Web 会議への入室状況や、授業中の教員による定期的なチャット・声掛けにより、視聴・出席状況の確認が行われていた。オンデマンド型の授業の場合には、ファイル閲覧システムにおけるファイルの閲覧回数、動画共有プラットフォーム上の動画の視聴回数から教材の視聴状況を把握する他、受講後に振り返りや課題の提出、教員による聞き取り調査を行うことで、視聴・出席を確認している事例もあった。またオンデマンド型の授業・同時双方向型の授業に共通した取組として、担任が作成した出席簿に、授業毎に振り返りを記入させることや、受講後の振り返りの提出で視聴・出席を確認するという事例が存在した。

受託自治体における取組事例

- 遠隔教育にも対応できるよう、校務支援システムの出席簿に遠隔教育での出欠の選択肢を加え、出席管理を行った。また、担任が excel で出席簿を作成してクラウド上で共有し、生徒が授業内容を記載し、担任が記載内容を確認して出席を認定した。【北海道教育委員会】
- 同時双方向型の授業を実施する際は、教室に設置したテレプレゼンスロボット(kubi)で、Google Meet への接続状況を確認した。オンデマンド型の授業の実施時には、授業の録画を You Tube 等にアップロードし、You Tube 上の視聴回数を確認するほか、振り返りやミニレポートの提出状況、小テストやオンライン面談を実施することで、学習状況を把握した。【岐阜県教育委員会】
- 同時双方向型の授業時には、教職員が定期的に受信側の児童生徒へ声掛けを行い、視聴・出席確認を実施した。【岐阜県教育委員会】
- オンデマンド型の授業については、ICT を活用した提出物の提出や、教員による学習状況の聞き取りを通じて、学習状況を把握した。【京都市教育委員会】

(2) 学習評価の方法

受託自治体においては、校内であらかじめ遠隔教育の学習評価方法を検討したうえで、学習プリントや課題等の提出物、試験の結果、教員との面談における習熟度の確認等を通じて、学習評価が行われていた。評価規準については、一般の生徒と同様としている自治体もあった。

受託自治体における取組事例

- 同時双方向型の授業については、取組状況や成果物をもとに学習評価を行った。オンデマンド型の授業については、Google Classroom への投稿、小テスト・ミニレポートで学習評価を行った。オンライン面談も併用した。【宮城県教育委員会】
- オンデマンド型・同時双方向型の授業ともに、ICT を活用した学習プリントの提出や制作物の提出、代替課題(レポート)の提出により学習評価を行った。【岐阜県教育委員会】
- 教科担任の裁量により、Google Classroom や Google Form でテストを配信したり、HR 担任が家庭訪問する際に提出物等の受け渡しを行ったりするなど、工夫して学習評価を行った。評価規準は、他の生徒と同様とした。実技・実習が中心となる科目については、観点別学習状況の評価により適切に評価した。【北海道教育委員会】
- オンデマンド型の授業配信については、提出物の提出に加え、病気療養児への聞き取りを通じて学習評価を行った。【京都市教育委員会】
- 校内委員会で評価方法等を検討し、他県特別支援学校による支援や在籍校からのオンデマンド型授業の実施状況を踏まえ学習評価を行い、単位認定も行った。【栃木県教育委員会】

5. 復学に向けた支援

(1) 医療機関との連携

受託自治体では、病気療養児の復学に向け、教育委員会担当者と、病気療養児の在籍校の教員、医療機関の主治医・看護師、医教連携コーディネーター等が参加するオンラインの復学支援会議を開催し、当該生徒に係る情報交換や支援の在り方を協議したり、退院後の留意事項について主治医から助言を受けたりするなどの取組が行われていた。

受託自治体における取組事例

- 病気療養児の在籍する高等学校と、教育委員会、岐阜大学医学部附属病院、市民病院とで、遠隔教育の具体的な実施方法についてオンラインで相談した。医療機関より、どうすれば授業配信の映像が見やすいかなどアドバイスをいただいた。また、病気療養児の在籍する高等学校と、入院先の医療機関の主治医・看護師、県内の特別支援学校の教員により、復学支援に向けた会議をオンラインで実施した。主治医からは退院後の日常生活における留意事項についても助言を受けた。【岐阜県教育委員会】
- 日頃から事業で連携した2つの大学病院に在籍する学習支援員（特別支援学校分教室の高校生支援担当者）が中心となり、主治医・看護師、教育委員会、病気療養児の在籍校、入院している病気療養児との連携を図っており、復学の際には関係者を交えた復学支援会議を開催し、情報共有や支援方針に関する協議を行った。【栃木県教育委員会】
- 日頃から、医教連携コーディネーターが病気療養児の在籍校と、入院先の病院との橋渡し役を担い、各種連絡・調整や支援体制づくり、治療スケジュール等の情報共有等を行っていた。復学に向けては、特別支援委員会を設置し、当該生徒に係る情報交換や支援の在り方を協議し、医療機関から注意点等の連携を受けた。【宮城県教育委員会】

（２）前籍校との連携、在籍校における支援

病気療養児が入院等に伴い特別支援学校等へ転学している場合、入院時や遠隔教育を実施する段階から、在籍校が前籍校や医療機関関係者と、復学を見据えた支援について協議するなどの取組が確認された。また、病気療養児が復学後のイメージをもったうえで安心して復学できるよう、前籍校の様子を撮影し、病気療養児へ共有するなどの取組も確認された。小学校６年生、中学校３年生の病気療養児に対しては、オンラインで進学予定の中学校や高等学校を見学するリモートオープンキャンパスを行い、入院中の体験を補完する取組も行われていた。その他、病気療養児のクラスメイトに、日頃から遠隔授業の準備に協力してもらったり、休み時間に病気療養児とのオンラインの交流の機会を設けたりすることで、スムーズな復学を実現した事例も存在した。

受託自治体における取組事例

- 退院後の自宅療養期間に学習支援・オンライン面談を実施し、復学への橋渡しを行った。特別支援委員会を設置し、当該生徒に係る情報交換や支援の在り方の協議を行った。【宮城県教育委員会】
- 特別支援学校に在籍する児童の復学に向けて、前籍校の状況を 360 度カメラで撮影のうえ、動画配信サイトにアップロードして児童へ共有し、動画を視聴したり、前籍校の教員からのメッセージを伝えたりすることで、復学に対する不安軽減を図った。病気療養児の初登校に向け、学校の様子を画像で共有し、教室の場所や約束事を伝えた。小学校６年生、中学校３年生の病気療養児に対しては、リモートオープンキャンパスを実施し、体験・見学を補完した。【京都市教育委員会】
- 遠隔授業実施時には、病気療養児のクラスメイトに、配信準備や、移動教室時のタブレット端末の持ち運び等に協力してもらい、休み時間にはクラスメイトと病気療養児とのオンラインでの交流を設けていた。このようなつながりを構築していたことで、スムーズな復学を実現した。【岐阜県教育委員会】

（３）復学後の支援

受託自治体においては、病気療養児が、復学後日常生活を送るにあたっての留意事項について、あらかじめ医療機関の主治医等から助言を受け、復学後は教員が対象児童生徒の体調等の様子をこまめに確認するなどの支援が行われていた。

受託自治体における取組事例

- あらかじめ入院先の医療機関の主治医・看護師より、復学後の留意事項について助言を受けていた。対象生徒は無菌状態で入院していたため、土など菌を持つ物への接触に留意したほか、体調不良を我慢していないかを確認するため、発汗状況やこまめな声掛けを行った。【岐阜県教育委員会】
- 治療のスケジュール等に加え、復学後の注意点等についても入院先の病院から連携を受け、医教連携コーディネーターを通じて医療的ケア児の在籍校にも共有し対応した。【宮城県教育委員会】

6. 視察報告

(1) 視察目的

事業実施自治体で行われている遠隔教育の実施に係る具体的な取組の実際、及び学校関係者との意見交換において、取組の状況や課題等を把握し、遠隔教育の効果的な活用方法等についての検討の参考とするため、2自治体の以下の学校へ視察を行った。

図表 2-1

視察先	日時
岐阜県立中津川工業高等学校	2024年10月25日（金）10時30分～15時30分
栃木県立茂木高等学校	2024年11月5日（火）13時10分～15時20分

(2) 視察結果

1) 岐阜県立中津川工業高等学校

① 学校概要

- ・ 学校名：岐阜県中津川工業高等学校
- ・ 工業に関する知識・技術に習熟した産業界の技術者を養成するため、学生の専門資格取得に向けた学科指導、実技指導を行い、就職・進学の実施している。
- ・ 在籍生徒数：機械工学科群191名、建設工学科群92名、電気工学科87名の計370名



建設工学科の実技学習の様子



機械工学科の実技学習の様子



電気工学科の実技学習の様子



電子機械工学科の実技学習の様子

② 学校における同時双方向型の授業・オンデマンド型の授業の実施状況

【対象生徒の状況・実施までの流れ】

- 入院した2学年の生徒1名に対し、同時双方向型の授業・オンデマンド型の授業の実施による学習支援を実施した。(令和5年度)
- 学習支援の流れは以下のとおり。
 - 保護者・生徒より学習を継続すること・同学年の生徒と一緒に進級や卒業をすることについて学校への要望を受領した。
 - 学校から県教育委員会へ連絡を実施した。
 - ICT環境の整備等、県教育委員会にて学校へ遠隔授業の実施における支援を実施した。
 - 学校側では遠隔授業の経験のある教員を中心に、実施体制を整備した。
- 対象生徒は既に回復し、現時点で入院中の生徒はいない

【実施方法】

- 入院当初より、実技・実習等を含む各教科・科目等について、オンライン会議システムを用いた同時双方向型の授業を実施した。(取り扱う各教科・科目等は限定していない)
- オンデマンド型の授業は、体調や治療等の兼ね合いで同時双方向型の授業に参加できない場合に実施した。物理基礎に加え、学校行事やホームルームの様子を録画し、対象生徒へ視聴させた。

【その他遠隔教育に関する取組】

- 不登校の生徒への学習支援として、同時双方向型の授業を実施している。
- また、遠隔授業のノウハウを他の生徒の学習へ応用することを検討している。具体的には、ウェアラブルカメラで撮影した手元の画像を、Power Point形式の教材に添付したうえで、その教材をクラウド上で配布することで、当日教室で学習した一般生徒の復習や、授業を欠席した生徒の学習のための教材として役立てることを検討している。

③ 視察内容

同時双方向型の授業の見学

■ 「工芸技術基礎」 木造加工実習

- 木造加工の図面を読み込んだうえで、さしがねを使い、木材へ加工に必要な墨付けを行う。

■ 「化学基礎」 石鹼づくり

- 日常で使用される石鹼を合成し、汚れを落とす仕組みについて学ぶ。

【配信側】

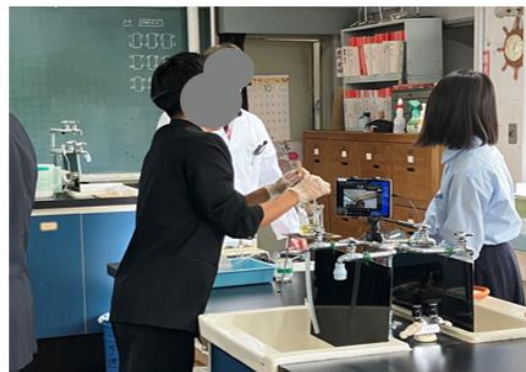
- 教室へ、三脚でkubiを設置し、Teamsでの授業配信を実施する。
- 教員は、ピンマイク及びウェアラブルカメラを使用する。
- 教室の生徒(代表1名)もウェアラブルカメラを着用し、手元の映像を録画する。

【受信側】

- 生徒は、1人1台端末(タブレット)及びキーボードを使用する。
- 手元のスマートフォンにて、kubiの画角を操作する。
- metamojiにて、教材の確認、レポートの作成・提出等を行う。



「工芸技術基礎」の同時双方向型の授業の様子



「化学基礎」の同時双方向型の授業の様子

③ 視察内容

同時双方向型の授業の見学

■ICTツールを活用した遠隔授業実施時の工夫

- ・同時双方向型の授業を実施する際は、教員が定期的に受信側の生徒への声掛けを行い、視聴状況を確認する。また必要に応じて、教員は、授業の状況やポイントを受信側の生徒へ個別に説明する。
- ・周囲の機器の使用音や、教員は移動しながら指導を行うこと等を考慮し、ピンマイクを用いることで、クリアに音声を拾うことができています。
- ・ウェアラブルカメラで教員や生徒の手元の様子を撮影し、編集してオンデマンド型の授業の教材として活用する。また授業後には、手元の画像を加えた教材を生徒へ配布する。手元の画像を加えた教材については、教室外で学習する生徒のオンデマンド教材として、当日教室で学習した生徒の復習用の教材としても活用する予定である。

配信側



ウェアラブルカメラ
ピンマイク

受信側



ウェアラブルカメラ及びピンマイクを装着する教員 ウェアラブルカメラが映す映像 生徒が使用するタブレット及びキーボード

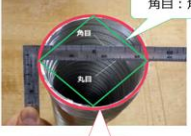
○ 墨付け（毛引き）
毛引きの使用用途
平行な線を正確に引くことができる
材の中心を求めることができる
墨付けした線をきる
力任せに行わない（木目に沿ってゆがむ場合も）



○ さしがね
(指金・指矩・曲尺)
さしがねの使用用途



丸目・角目
角目：角材
丸目：円周



ウェアラブルカメラで撮影した画像を活用した教材の例

④ 遠隔教育の実施体制の構築に向けた取組のポイント

- ・視察参加者にて実施した意見交換を通じ明らかになった取組のポイントは以下の通り。

■遠隔教育に係る普及・啓発の取組

- ・教育委員会は、遠隔教育に係る文部科学省の通知内容の県内学校への周知や、復学支援に関するリーフレットや、高等学校の特別支援教育・遠隔教育の実施に係る手引きを作成し、高等学校・中学校・医療機関や地域への広報活動を実施している。さらに、県教育委員会担当者が適宜各学校を訪問し、ICT機器の使い方の説明・教員の不明点を確認することで、遠隔教育の経験のない教員も含めた体制整備の支援を行っている。
- ・このような県教育委員会の普及・啓発や取組の効果もあり、円滑な支援開始を実現することができた。

■遠隔教育の経験のある教員を中心とした円滑な遠隔教育の導入

- ・前任校で遠隔授業の実施経験のある教員が在籍していたため、入院生徒への学習支援が必要となった際に他の教員の理解醸成や教育委員会との連携を通じ、タブレットを用いた同時双方向型の授業の円滑な導入・実施体制の構築につながった。

④ 遠隔教育の実施体制の構築に向けた取組のポイント

■ 一人一台端末の有効活用

- ・ 岐阜県の公立高等学校では、入学とともに学生へ一人一台端末(タブレット)を貸与している。
- ・ 県教育委員会は適宜各学校を訪問し、ICT機器の使い方の説明・教員の不明点を確認することで、遠隔教育の経験のない教員も含めた体制整備の支援を行っている。
- ・ タブレットには、教材の確認、レポートの作成・提出等を行うためのツール「manaba」と「MetaMoji」が導入されている。タブレットのアカウントIDが各アプリと連携しており、ログインできるようになっている。
- ・ 「manaba」と「MetaMoji」では、タッチペンを用いて教材へ手書きで回答を入力し、電子的に提出できるようになっている。
- ・ 通常授業においても、課題を「MetaMoji」で提出する等一人一台端末を活用する場面が多く、また、特にコロナ禍を通じ授業のオンライン化が進んだという背景もあり、一般の生徒にもICTツールの利用が浸透しているため、病気療養中等の生徒に対し遠隔教育を行う必要が生じた際も、生徒側も抵抗感なく支援に着手できる環境が整備できている。

■ 学校・教育委員会及び医療関係者の連携、相談等の実施

- ・ 令和5年度の入院生徒に対する学習支援の際は、必要に応じ学校及び教育委員会、岐阜大学医学部附属病院、市民病院を交えたオンライン相談の場を設け、生徒にとって分かりやすい授業配信の方法などを相談した。また病院の主治医・看護師、特別支援学校教員を交え復学支援に向けた会議を実施し、助言を受けた。その中では、名古屋大学医学部附属病院の、遠隔教育に知見のある医師からも、生徒の体調面・心理面で配慮すべき事項について助言を受けた。
- ・ 生徒の心身の状態に配慮し適切な支援を行ったことで、スムーズな復学を実現することができた。

⑤ まとめ

- ・ 岐阜県の取組においては、県教育委員会による日頃の遠隔教育に係る普及・啓発の取組が土台となり、また学内では遠隔教育の経験のある教員が中心となって、体制整備を行った。
- ・ 加えて、県内の公立高等学校では一人一台端末を活用したオンラインでの学習が浸透していること、県教育委員会から学校教員に対しICT機器の操作等に係る助言や支援を受けられる環境が整備されていることにより、教員・生徒共に円滑に遠隔教育に着手することができた。
- ・ また遠隔教育に知見のある医師を含む医療機関関係者や、県内の特別支援学校教員より、具体的な遠隔授業の実施方法や、復学支援について助言を受けたことで、円滑な支援体制の構築につながった。
- ・ 工業高校特有の実技・実習等の各教科・科目等においても、ウェアラブルカメラやピンマイク等のICTツールを活用し、実際の授業に参加して得られる学びに近い環境を作り出す工夫をすることができている。

2) 栃木県立茂木高等学校

① 学校概要

学校名：栃木県立茂木高等学校

- ・ 芳賀郡市内唯一の総合学科の高校。進学型総合学科にて、大学卒業後の進路を見据え、生徒一人一人に合わせた学びを提供している。
- ・ 生徒は数理科学、文理総合、情報・文化、環境・生活、人文国際の5つの系列より、科目選択を実施し、進路希望に合わせた知識を習得する。
- ・ 進学型総合学科の一学年の募集定員は160名。男子213名、女子220名、計433名の生徒が在籍している。（令和6年度時点）

② 同時双方向型の授業・オンデマンド型の授業の実施状況

【対象生徒の状況・実施までの流れ】

- ・ 令和6年9月、1年女子生徒が埼玉県立小児医療センターへ入院した。（令和7年度夏までの入院を予定）
- ・ 本人及び家族は、茂木高等学校での進級・卒業を強く希望した。
- ・ 学校の特別支援教育コーディネーターより連絡を受けた県教育委員会特別支援教育課担当者が主体となって調整を行い、埼玉県立けやき特別支援学校の専任のコーディネーターに連絡し支援体制を構築した。

【実施方法】

- ・ 埼玉県立けやき特別支援学校の「入院時学習支援※」を10月より開始。国語、数学、英語、理科、社会の5教科について非常勤講師によるベツトサイド授業を実施した。（高校生入学時学習支援の指導日数は出席日数として取り扱った。）
- ・ 埼玉県立けやき特別支援学校のコーディネーターが、治療スケジュールや生徒本人の意向を踏まえ時間割を組み立てる。さらに学習状況を定期的に在籍校の特別支援教育コーディネーターへレポートとして報告する。
- ・ 5教科以外の科目については、課題提出及び在籍校の通常授業の様子を同時双方向型の授業にて配信し、適宜生徒の様子を見ながらオンデマンド型の授業を実施する予定である。
- ・ 同時双方向型の授業の実施に際しては、まず試行的に学校行事（体育祭）の样子の同時配信を行い、そのノウハウを生かして授業の配信へ着手した。
- ・ 遠隔授業の実施に際しては、学内のICTに知見のある教員が支援を行っている。

※高校生の長期入院における心理的な不安や学習空白を軽減し、退学や原級留置の防止を図るための支援制度。埼玉県立けやき特別支援学校の学習支援コーディネーターが在籍高校と連携し、高校生を支援。埼玉県立小児医療センターへ入院した高校生に対し、非常勤講師がベツトサイドで授業を行う。

③ 視察内容

同時双方向型の授業の見学

■ 科目:「保健」

- ・ 心の不調の早期発見とセルフケア、心の健康に係る講義及びグループディスカッション、
- ・ 初めて病院と在籍校をつないだ同時双方向型の授業を実施した。



グループディスカッションの様子を見守る
特別支援教育コーディネーター(生徒後方)



授業後のクラスメイトとの交流の様子

- ・ 5教科以外の各教科・科目等について、茂木高等学校にて同時双方向型の授業を実施する際には、教科担当の教員に加え、茂木高等学校の特別支援教育コーディネーターが教室へ滞在し、kubiの設置や画角を調整する。
- ・ 視察日は病院と在籍校をつないだ同時双方向型の授業の初回の実施日であったことから、埼玉県立けやき特別支援学校の特別支援教育コーディネーターも教室にてサポートを行った。
- ・ またショートメールにて入院生徒と連携をし、接続状況の確認を行う。加えて入院先の病院においても、けやき特別支援学校にて配置した非常勤講師が、ベッドサイドで受信のサポートを行う。
- ・ 同時双方向型の授業実施後の休み時間には、教員及びクラスメイトがkubiの周りに集まり、対象生徒との交流を行った。加えて、特別支援教育コーディネーターは、同時双方向型の授業の様子を見守る関係者の様子を写真に撮り、対象生徒へ送付するなど、対象生徒に安心感や、学校への親近感を感じてもらい、学習継続のモチベーションを維持できるよう、工夫を凝らしている。

④ 遠隔教育の実施体制の構築に向けた取組のポイント

- ・ 視察参加者にて実施した意見交換を通じ明らかになった取組のポイントは以下の通り。

■ 学校と県教育委員会との迅速な連携による、支援体制の構築

- ・ 支援体制の構築にあたり、まずは栃木県立茂木高等学校の特別支援教育コーディネーターより、県教育委員会特別支援教育課担当者への連絡を行った。栃木県においては、特別支援教育コーディネーターに対し多様な研修が実施されているが、研修にて配布されるリーフレットへ、教育委員会担当者の氏名及び連絡先が明示されていたことで、円滑な連携につながった。
- ・ 連絡を受けた県教育委員会は、埼玉県立けやき特別支援学校と連携し、当該校の「入院時学習支援」による支援を迅速に開始することができた。
- ・ 遠隔授業の実施に向けたICT環境の整備にあたり、学校はiPadを保有していなかったが、県教育委員会にて、入院高校生支援事業に関わる特別支援学校分教室よりiPadを借りられるよう手配し、学校及び対象生徒へ貸し出しを行うことができた。
- ・ またネットワーク環境の整備のため、県教育委員会よりポケットWi-Fiを貸与し、入院先である埼玉県立小児医療センターの協力も受け、院内での受信環境を整えた。
- ・ 対象生徒のクラス担任においても、定期的にショートホームルームを設けたり、メッセージのやり取りを行うことで、生徒の状況を把握している。

④ 遠隔教育の実施体制の構築に向けた取組のポイント

■ 県教育委員会特別支援教育課による、「入院高校生支援事業」の推進及び、取組の周知・啓発

- ・ 栃木県においては、入院中の高校生に対する学習支援の取組として、「入院高校生支援事業」を実施している。
- ・ また当事業については、以下の研修等で事業内容の周知・啓発を行っている。
 - ✓ 高等学校特別支援教育コーディネーター研修
 - ✓ 県立学校養護教諭研修会(15分時間をいただき、養護教諭に事業周知)
 - ✓ 県立学校長会議(簡単な事業説明、連携病院での支援状況報告)
 - ✓ 県立学校教頭事務連絡会(同上)
 - ✓ 県立学校教務主任連絡協議会(同上)
 - ✓ 特別支援教育研究会(小・中・高の教頭悉皆研修)
 - ✓ 新任校長研修
 - ✓ 新任教頭研修
- ・ このような普及・啓発の効果として、令和5年度には、県内で入院した高校生33事例の内、7事例にて、入院高校生支援事業を通じた学習支援(課題提供や、同時双方向型・オンデマンド型の授業の実施)を行うことができた。
- ・ また事業へ参画した高等学校においては、単位認定や進路の考え方について、学内でノウハウを蓄積したうえで支援を実施することができており、中には、県教育委員会からの支援を受けることなく、遠隔教育を通じた学習支援を行うことができるようになった学校も存在する。

⑤ まとめ

- ・ 栃木県においては、県教育委員会による「入院高校生支援事業」の取組や、学校長や特別支援教育ケアコーディネーターへの研修の機会等を通じ、遠隔教育に係る普及・啓発が十分になされていることが土台となり、加えて遠隔教育を行う場合に連携すべき県教育委員会担当者の連絡先が、学校に対し明示されていたことで、学校と教育委員会との円滑な連携につながった。
- ・ そのうえで、県教育委員会と生徒の入院先の県の特別支援学校とが連携し、当該校の「入院時学習支援」による支援体制を整えたことで、迅速に支援を開始することができた。
- ・ 遠隔教育を行うためのICT機器の手配やネットワーク環境の整備にあたっても、県教育委員会が全面的に支援を行った。また、ネットワーク環境の整備においては、入院先の医療機関の協力も得ることができた。
- ・ 県教育委員会・特別支援学校の医教連携コーディネーター・学校の特別支援教育コーディネーター及び担任等の関係者が密に連携することにより、円滑に支援を実施することができている。

Ⅲ 自治体における病気療養中等の児童生徒に対する遠隔教育に関する体制整備のための取組の現状

1. ヒアリング調査実施概要

全国の各自治体で行われている遠隔教育の実施に係る多様な取組例や課題等を把握することを目的として、ヒアリング調査を実施した。

■ 調査対象

教育委員会特別支援教育課を主たる対象としてヒアリング調査を実施した。令和4年度に文部科学省にて実施した「病気療養児等に関する実態調査」の結果を参考に、各学校種において特に遠隔教育の取組が進んでいると考えられた自治体、また遠隔教育の取組に課題があると考えられた自治体を選定した。最終的に協力が得られたヒアリング調査対象は以下のとおり。なお、個人情報保護の観点から、以降個別の学校名は伏せることとする。

図表3-1 ヒアリング調査対象一覧

対象	日時
島根県教育庁 特別支援教育課	令和6年11月13日 10:00～11:00
岡山県教育委員会 特別支援教育課	令和6年11月14日 9:30～10:30
熊本県教育委員会 特別支援教育課	令和6年11月18日 11:00～12:00
岩手県教育委員会 特別支援教育課	令和6年11月20日 11:00～12:00

■ 調査方法

オンラインでのインタビュー形式

2. 病気療養児に対する遠隔教育の取組に係る各自治体へのヒアリング調査実施結果

1) 島根県

ヒアリング目的	各学校種別における同時双方向型の授業の実施割合が高く、教育委員会各課間及び関係機関との連携や、教育委員会を主体とした普及・啓発の取組、遠隔授業の実施に向けた支援の取組等が進んでいると想定されたため。
ヒアリング対象	島根県教育庁特別支援教育課
事前調書における情報	遠隔授業(同時双方向型の授業、オンデマンド型の授業)を実施している学校種別ごとの学校数 遠隔授業にて取り扱う各教科・科目等 ・県立高校(3校):基本的に全教科にて実施 ・県立特別支援学校(5校):国語、数学、理科、特別活動、自立活動、学校行事、総合的な学習の時間、儀式・集会等 ・市町村立小学校(1校):国語、算数、社会、理科、外国語、図工

項目	遠隔教育実施のための体制整備の取組
支援体制の構築	県教育委員会による市町村教育委員会への支援 ・ 県教育委員会特別支援教育課においては、<u>県内 19 市町村の教育委員会からの、遠隔授業の実施方法や通知の内容等に関する問い合わせに電話にて随時対応を行う。</u>具体的な例としては、「病気療養中の生徒について、院内学級に転学するか、在籍校より遠隔教育を受けるか、学びを止めない観点からどちらが望ましいか」と言った相談を受けた。 教育委員会関係課間における連携 ・ <u>高校に準ずる教育課程に関する質問等があった場合には、教育委員会特別支援教育課と、高校教育を担当する教育指導課との間で連携した。</u>不登校が関係するケースにおいては、不登校の対応課とも適宜連携した。 小児がん連携病院の協力 ・ <u>島根大学医学部附属病院が保護者に遠隔教育について情報提供をしており、それを受け生徒・保護者より教育委員会に対し、遠隔授業の実施に係る相談を受領する場合もある。</u>
遠隔教育の準備	一人一台端末の活用 ・ 特別支援学校では、ipad を配布。Google アカウントを作成し、Google meet、Google classroom を活用している。児童生徒の体調や状況を踏まえ、授業のスケジュールなどを丁寧に確認。事前に教材を保護者に手渡し、課題を Google classroom で提出している学校もある。

項目	遠隔教育実施のための体制整備の取組
遠隔教育の準備	・ 特別支援学校では、ICT 支援員を配置し、Google の活用の補助・支援を実施している。 ・ 高等学校では、全日制、定時制において Chromebook を配布。自宅又は病室に端末を置き、教室と生徒の空間を繋いで授業を実施する。 ・ オンライン会議システムを活用し同時双方向型の授業を実施、ICT サービス(クラウド)にて課題の共有・提出等を実施する。 同時双方向型の授業の教材作成 ・ 写真等をふんだんに盛り込んだ、視覚的に分かりやすい教材を作成している。
遠隔教育の実施	同時双方向型の授業の実施方法 ・ オンライン会議システムを活用した通常授業の配信を実施している。 ・ 家庭の状況に応じ、必要に応じて県教育委員会よりポケット Wi-Fi を貸出している。 ・ <u>島根大学医学部附属病院のがん対策協議会と連携し、がん対策基金を活用し院内にテレプレゼンスロボット(kubi)を配置している。</u> ・ 特別支援学校の病弱教育において、テレプレゼンスロボット(kubi)を活用。集団参加が難しい生徒に向け、同じ教室内でついたてを用い、テレプレゼンスロボット(kubi)を活用して遠隔授業を実施している。 ・ 現時点では、実技を伴う各教科・科目については、授業の様子を配信することで、病気療養児に他の生徒の活動の様子を感じてもらい、他の児童生徒の様子を自分に置き換え、レポートを作成させる等の対応を行っている。 ・ なお、オンデマンド型の授業については、今後も実践研究の蓄積を予定するほか、オンデマンド型の授業の教材バンクの活用などを視野に検討している。
遠隔教育による学習の評価	医療機関等の協力 ・ 定期試験の実施方法については、学校と教育委員会とで、生徒の状況等に応じて個別に相談し、実施可能な範囲で最適な方法にて対応。試験の実施体制等も柔軟に対応している。 ・ 県立高等学校においては、<u>定期試験を病室で受けられる体制を整備している。</u> ・ <u>島根大学医学部附属病院が先進的な小児医療を実施しており、病気療養児の遠隔教育にも協力的である。</u>答案の回収など、一部対応については病院スタッフに協力してもらうものの、人員の制約もあるため、基本的には学校関係者や保護者にて対応している。
普及・啓発	県教育委員会による学校への周知・啓発資料の発行 ・ <u>毎年度5月に、県教育委員会からすべての県立高校・特別支援学校の教務主任に対し、教育課程や国の通知等について説明する。</u>遠隔教育に関する質問も多く、本年度は通知・制度のポイントをまとめた資料を作成・展開した。

項目	遠隔教育実施のための体制整備の取組
復学に向けた支援	オンライン会議システムを活用した病気療養児との緊密なコミュニケーション ・ 市立小学校の事例においては、教員が病気療養中の児童と、オンライン会議システムを使用して毎日コミュニケーションをとり、学校とのつながりを感じてもらえるよう工夫している。これにより、復学後も、順調に友達とのつながりを構築することができ、学習面でもスムーズにキャッチアップすることができた。
まとめ	・ <u>特別支援学校での遠隔授業の実施割合が高い要因として、県教育委員会と市町村教育委員会、また教育委員会関係各課間での緊密な連携体制が構築できていることが挙げられる。</u> ・ <u>市町村教育委員会からの遠隔授業の実施に係る相談に、県教育委員会が対応しており、また各学校からの問い合わせがあった際に、教育委員会各課間で連携し対応している。</u> ・ <u>加えて毎年度5月に、県教育委員会からすべての県立高校・特別支援学校の教務主任に対し、遠隔教育の取組に係る周知・啓発を行っていることもポイントであると考えられる。</u> ・ 遠隔授業の実施においては、県教育委員会による支援を通じ、各特別支援学校で ICT 機器を整備し、また ICT 支援員による機器の操作に係る支援を実施することで、円滑な授業実施に寄与している。 ・ <u>また、小児がん連携病院による、がん対策基金を活用したテレプレゼンスロボット(kubi)の購入や、試験等学習への協力なども、入院中の病気療養児の遠隔教育を進める役割を果たしていた。</u>

2) 岡山県

ヒアリング目的	病気療養児の教育保障に関して実施している以下のような県独自の取組の経緯や成果等について聞き取りを行う。 ・「特別支援教育エキスパート派遣事業」を通じた相談支援の取組 ・「長期療養児教育サポート相談窓口」での相談対応 ・「病気療養児支援ガイドブック」を使用した普及・啓発の取組 ・NPO 法人と連携した遠隔教育に係る取組
ヒアリング対象	岡山県教育委員会特別支援教育課

項目	遠隔教育実施のための体制整備の取組
支援体制の構築	「特別支援教育エキスパート派遣事業」の実施 ・ <u>発達障害・医療的ケア・病気療養等について専門性の高い教員を、県内各特別支援学校より複数名、校長からの推薦を受けたうえでエキスパートとして任命し、エキスパートがすべての県立高等学校を年2回訪問する。また幼稚園・保育所・小学校・中学校等その他の学校種についても依頼があった場合、エキスパートが随時訪問し、相談対応を行っている。その取り組みの一環として病気療養児支援に関する相談を行っている。</u> ・ 学校が、特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援ができるよう、個別の状況に合わせた授業の実施環境や実施方法等に関する助言指導を行う。 ・ 令和6年度時点では、エキスパートとして、計55名の担当者を任命。令和6年4～10月の実績としては、計456件の派遣を実施した。 専門家チームの派遣による助言・指導 ・ 専門家チームとして、<u>大学教員・医師・臨床心理士、NPO 法人職員、医療的ケア児支援センター所長等を別途専門家チーム員として委嘱している。</u>(令和6年度時点、24名の担当者を任命している) ・ 前事業の「専門家指導派遣事業」の際はチーム員としてNPO 法人職員を派遣し、復学支援をすることが多かったが、<u>病気療養児に関する遠隔教育についてはここ数年で体制が広がっており、派遣支援よりも「遠隔教育の対象となるか」の判断に関する相談が主になっている。</u> 「長期療養児教育サポート相談窓口」での相談対応 ・ <u>平成30年より県教育委員会特別支援教育課に「長期療養児教育サポート相談窓口」を設置。特別支援教育課職員が、各学校や保護者からの、長期療養が見込まれる場合の対応等、相談に対応している。令和5年度の実績としては24件の相談を受け付けている。</u> ・ <u>高等学校や高等学校の生徒の保護者からの相談が多い。けがによる長期療養が見込まれる場合どうすればよいか、起立性調節障害の生徒への対応などの相談がある。</u>

項目	遠隔教育実施のための体制整備の取組
支援体制の構築	NPO 法人との連携 - 県教育委員会は、県内にて病気療養児の学習・復学の支援、各種相談対応や交流イベント等を開催する NPO 法人との連携体制を構築している。 - 病気療養児の保護者から NPO 法人へ相談があった場合は、NPO 法人より県教育委員会特別支援教育課に相談内容の情報共有があり、相談内容に応じて各学校へ必要な情報共有を行っている。 - 本 NPO 法人は、「病気療養児支援ガイドブック」において、入院生徒に対する遠隔教育の実施方法に関する執筆にも協力している。
遠隔教育の実施	同時双方向型の授業の実践の蓄積、オンデマンド型の授業の実施 - 一人一台端末が普及しており、学校に対し環境整備が必要な場面はあまりない。 - 各学校においては、オンデマンド型の授業の実施に係るハードルが徐々に下がってきており、動画教材のストックをできている学校なども存在している。
普及・啓発	「病気療養児支援ガイドブック」の作成 - 学校関係者や教育関係の支援者を対象とした病気療養児支援のためのガイドブックを作成し、特別支援教育課より県立学校に対して通知している。 市町村教育委員会、学校等への取組 - 病気療養児支援ガイドブックを市町村教育委員会に送付している。教育・医療・福祉関係者の参加するフォーラム等で情報共有している。 - 学校長を対象とした研修において、合理的配慮も含め病気療養児支援について説明している。院内学級の運営に携わる者を対象とした連絡協議会において、特別支援教育課の取組を説明している。 - NPO 法人が主催する医療関係者を対象とした研修会において、病気療養児に対する遠隔教育を通じた学習保障の在り方について説明している。
まとめ	- 岡山県においては、「特別支援教育エキスパート派遣事業」を通じ、幅広い学校種の求めに応じ、遠隔教育に関する対応の助言等専門的な知見のある人材による相談・支援の体制が構築できている。 - 病気療養児支援に係る相談窓口として県教育委員会に「長期療養児教育サポート相談窓口」を設置し、保護者や各学校等に明示することにより、相談しやすい環境を整えている。 - 保護者からの相談や病気療養児の遠隔教育に関する普及・啓発など、NPO 法人の活動と連携した取り組みも含めて、病気療養児に対する支援体制の整備を進めている。 - このような取組を通じ、各学校が自立して遠隔教育を実施できる体制の整備が進められている。

3) 熊本県

ヒアリング目的	小・中学校や高等学校において、同時双方向型の授業の実施割合が高く、遠隔教育の実施に向けた関係機関との連携も進んでいることから、具体的な取組状況を伺い、遠隔教育の普及につながったポイントを確認する。
ヒアリング対象	熊本県教育委員会事務局学校教育室特別支援教育課、熊本県立黒石原特別支援学校
事前調書における情報	遠隔授業(同時双方向型の授業、オンデマンド型の授業)を実施している学校種別ごとの学校数 病弱特別支援学校:1校(A校:小学部2人、高等部1人) 肢体不自由特別支援学校:2校(B校:小学部1人、C校:小学部2人) 遠隔授業にて取り扱う各教科・科目等 高等部:国語、数学、理科、社会、家庭、情報、保健、音楽、自立、総合的な探究の時間、LHR 小学部:国語、算数、理科、社会、音楽、特別の教科道徳、総合的な学習の時間、居住地校交流、儀式的行事

項目	遠隔教育実施のための体制整備の取組
支援体制の構築	教育委員会関係課間における連携、市町村教育委員会への支援 - 県教育委員会特別支援教育課は、遠隔教育に係る事例集や文部科学省の通知の内容について、随時高校教育課・義務教育課へ連携し、各課より学校へ情報発信を行う。 - 各学校より遠隔教育に係る相談が発生した場合には、まずは関係各課にて対応を行い、不明点等があれば特別支援教育課へ連携し、対応している。 - 特別支援教育課は、市町村からの直接の問い合わせにも対応している。 - 院内教育は熊本市教育委員会が所管している。県特別支援学校から入院する児童生徒もいるため、市と県の教育委員会、熊本大学病院で連携・情報共有を図っている。 県特別支援学校と熊本県北部発達障がい者支援センターとの連携 - 熊本県北部発達障がい者支援センターの担当者は、年に2回各特別支援学校を訪問し、ケース会議へ参加したり、授業参観を行う。このような機会を通じ、関係者間で遠隔授業の具体的な活用方法や教育的効果についての共通理解を図っている。

項目	遠隔教育実施のための体制整備の取組
遠隔教育の実施	●A 特別支援学校での遠隔教育の実際 各種 ICT ツールを活用した遠隔授業の実施 - 敷地内の再春医療センターからの通学生と自宅からの通学生がおり、<u>同時双方向型の授業を実施しているのは4～5名</u>。体力的な問題があったり、体調の優れない児童生徒に対し同時双方向型の授業を実施。タブレットにてオンライン会議システムを用い授業を行っている。 - 具体的な実施方法としては、<u>教室に設置した PC にて教員の姿を配信。また配信には学校の電子黒板を接続し、教員の音声を拾うためマイクを設置。教科書の内容をオンラインホワイトボードへ投影し、その教科書に教師側が書き込む様子を配信。また教材については、クラウド上でやり取りを行う。</u> 児童生徒の状況に応じた時間割の調整 - 特別支援学校にて同時双方向型の授業を実施する際には、<u>対象児童生徒の体調や学習状況等を加味し、週次で時間割を検討。また各学部の授業が定期通院日と重ならないよう、個別に調整を行う。</u> 実技を伴う各教科・科目等への対応、学校行事における ICT の活用 <u>理科の実験など、実技を伴う各教科・科目等については、基本的に登校時に実施する方針としているが、欠席が重なっている場合などには、実験の様子の録画や、写真を共有する。</u> <u>また始業式・終業式等の行事についてリアルタイムで配信することや、学校行事の様子を録画し病気療養児へ共有もしくは登校時視聴させる場合もある。</u> 既存のオンデマンド型授業教材の活用 <u>理科の授業について、一般公開される既存のオンデマンド型授業の教材を利用。該当の講義の URL を、対象児童生徒へ送り、視聴させている。</u> タブレットを活用したオンラインでの考査、学習評価の実施 - 特別支援学校の事例においては、<u>タブレットを活用し電子的に考査を実施している</u>。直接指書きで文字を入力できるほか、丸を付けたり、選択肢を選ぶ。文章の入力が必要な場合は、負担が大きいため教師が聞き取り代筆する。 - 算数の作図等に関しては、<u>作図の際の手順を伝えてもらいそれを教師が代筆して作図できるかという評価を実施している</u>。作図の知識に加え実際に作図ができるかどうかという機能面の評価をいかに行うかという点については検討が必要である。 ●特別支援学校以外の学校の遠隔教育 - 県立の高等学校に対しては、<u>県教育委員会よりタブレット端末を貸与している。</u> - 高等学校において、試験や考査は登校して実施しており、遠隔で実施している事例はない。

項目	遠隔教育実施のための体制整備の取組
復学に向けた支援	前籍校への体験通学の実施 小・中学校、高等学校から転学し特別支援学校に在籍している児童生徒の復学支援としては、<u>前籍校に戻る前に 1 週間程度体験通学を行う</u>。その際は、<u>前籍校から、本人・保護者の記録や本人の様子をフィードバックしてもらい、特別支援学校としても状況の把握を行う</u>。

まとめ	- 熊本県においては、県教育委員会特別支援教育課と高校教育課・義務教育課とが連携したうえで、遠隔教育に関する各学校への情報発信、普及・啓発が行われている。 - 教育委員会による普及・啓発や相談対応等の取組が充実している他、<u>特別支援学校においては、発達障がい者支援センターの担当者が各特別支援学校を定期的に訪問し、授業の様子を見学したり、ケース会議へ参加し、遠隔授業の具体的な活用方法等について情報共有や助言等を行うことにより、遠隔教育に関する取組の推進が図られている</u>。 <u>小・中学校、高等学校から転学し特別支援学校に在籍している児童生徒について、前籍校に戻る前の体験通学を実施し前籍校と連携した復学支援を行っている</u>。 - このような体制のもと、遠隔教育の実施に向けては、県教育委員会にて ICT 機器やネットワーク環境の整備の支援を実施しており、また各学校では、児童・生徒の病状に配慮しながら、時間割を柔軟に組み立てたうえで、多様な ICT 機器を活用した遠隔授業がなされており、実施事例の蓄積につながっていると考えられる。
-----	--

4) 岩手県

ヒアリング目的	遠隔教育の実施における課題として、実施環境や実施体制の整備・授業に対する評価等様々な観点から回答があり、教育委員会や学校の抱える課題について聴取する。
ヒアリング対象	岩手県教育委員会事務局学校教育室特別支援教育課
事前調書における情報	遠隔授業にて取り扱う各教科・科目等 ・小学校:朝の会や短学活、国語・算数・社会・理科 ・中学校:数学・理科 ・高等学校:特に限定しない ・特別支援学校:特に限定せず、日常生活の指導・生活単元学習・自立活動を含めて実施

項目	遠隔教育実施のための体制整備の取組
支援体制の構築	教育委員会関係各課間の連携、市町村教育委員会への支援 ・ <u>本ヒアリング調査のため、各小中学校・高等学校、特別支援学校における遠隔教育の取組状況について調査を依頼した。その結果、遠隔授業を行っている学校については、オンデマンド型の授業より同時双方向型の授業を実施している学校が多いことがわかった。</u> ・ <u>病気療養児への遠隔教育の取組に関し、学校教育室特別支援教育課と庁内のその他の関係課との間で日常的な連携はなかったが、今回のヒアリングや調査結果を踏まえ、連携を進めていく必要があると感じている。</u> ・ <u>医療機関と連携する場合は、県の保健福祉部等と連携を取りながら調整を進めることが考えられる。</u> ・ 県教育委員会においては、<u>各学校からの遠隔教育の実施に係る相談対応に特化した窓口等は設置していないが、小・中学校からの相談については市町村教育委員会にて対応、高等学校や特別支援学校からの相談については学校教育室特別支援教育課にて対応している。</u> ・ <u>今後は、各学校からの相談内容について、関係各課間で事例の情報共有・蓄積を行うことや、必要に応じ相談窓口の設置についての検討等が課題となると考えられる。</u>
遠隔教育の準備・実施	一人一台端末の活用 ・ 県の高等学校においては、入学時に端末を購入もしくは貸与している。小・中学校については、一部市町村にて端末やモバイルルーターの貸出を実施し、遠隔教育に活用している。 ・ ICT 環境について、一部の市町村では貸与端末について常時 LTE 接続できる環境を整えている。
項目	遠隔教育実施のための体制整備の取組

遠隔教育の準備・実施	オンライン会議システムや ICT ツールを使用した同時双方向型の授業の実施 - オンライン会議システム(teams)を活用した同時双方向型の授業や、ロイロノートにて、課題のやり取りや児童生徒とのコミュニケーションを行っている。 - ロイロノートを活用し、欠席児童への授業内容の共有や、学習に係る困りごとの相談、課題の内容がわからない場合の質問などに対応している。
遠隔教育による学習の評価	遠隔教育による学習の評価 - 遠隔授業を実施しているケースにおいては、学校内の内規に基づき履修及び単位認定を行うケースや、特別審議・校長決裁を通じ学習評価を行っているケースが存在する。 - 学校によっては、教務内規の改定を検討している事例もある。
普及・啓発	市町村教育委員会や市町村の小・中学校、医療機関への普及・啓発 - 市町村教育委員会・小中学校への支援・普及啓発については、病気療養児の観点で県から実施しているものはない。 - 市町村の指導主事等に対し、特別支援教育に係る研修を実施しているため、このような機会にて今回の調査結果の共有など、遠隔教育に係る内容を取り上げることを検討している。 - 医療機関に対し、県からは普及啓発をしていない。
復学に向けた支援	医療関係者・保護者・前籍校等と連携した復学支援 - 病気療養児に対して、前籍校への復学に向けどのような配慮が必要か、丁寧に聞き取り、保護者・医療従事者等と情報交換しながら進めている学校もある。 - 復学支援の事例としては、退院前に関係者間でケース会議・相談会を実施し、児童生徒の状態や配慮事項について協議しているケースや、前籍校と、治療中に転籍した学校との間で、児童生徒の様子や学習内容について情報交換を行っている事例がある。

まとめ	- 各学校種別における遠隔教育の取組の浸透に向けては、<u>まずは県教育委員会事務局学校教育室特別支援教育課と関係各課、また医療機関等の関係機関との連携体制を構築すること、加えて県教育委員会から市町村教育委員会・各学校へ、既存の研修機会等を活用し遠隔教育に係る周知・啓発を実施すること、各学校からの相談に対応できる体制の整備を行うこと等、教育委員会が主体となり、取組を広げていくことが重要であると考えられた。</u> - 県内の病気療養児に対する遠隔教育の取組を進めるためには、市町村も含め県内の病気療養児の実態や支援の状況等を着実に把握することが重要であると考えられる。
-----	---

3. まとめ

疾病や障害のため入院や在宅療養が必要となる児童生徒に対し教育の機会を保障するためには、全国の各自治体において病気療養児に対する遠隔教育を実施するための体制整備を進めておく必要がある。体制整備に当たっては、ヒアリング調査結果より示唆された以下の取組のポイントを参考に、各自治体において体制整備を進めていく。

■ 各自治体に在籍する病気療養児の実態や支援の状況等を着実に把握する。

今後病気療養児に対する遠隔教育を実施するための体制整備を進める教育委員会においては、自治体内の各学校種ごとの病気療養児の数、遠隔教育の実施状況等、実態調査を行うことにより、現状を把握し必要な支援を検討する。

■ 都道府県教育委員会と市町村教育委員会、自治体内関係各課間での連携体制、教育委員会と医療機関等の関係機関との連携体制を構築する。

都道府県教育委員会は、市町村教育委員会や、都道府県内の各学校からの相談事例等に適切に対応するためにも、市町村教育委員会、自治体内の義務教育や高等学校、医療担当部局等との連携体制を構築していく必要がある。教育委員会は、医療機関とも必要に応じ連携し、入院中の学習保障に向けて情報共有を行う。

■ 学校の ICT 機器の整備、ICT 活用に向け支援を行う。

教育委員会は、都道府県内の特別支援学校に対する ICT 機器の整備や、各学校において遠隔教育による学習保障が必要となった場合に、迅速に対応できるよう、ICT の活用に向けた支援を行う。

■ 学校や保護者等の関係者に対し、遠隔教育の実施に係る教育委員会の相談窓口を明示する。

病気療養児の遠隔教育に関する行政の相談窓口を明示することにより、保護者等が相談しやすくなるほか、学校の教職員も教育委員会担当者とコンタクトをとることができ迅速な遠隔授業の実施につながる。

■ 学校関係者に対する普及・啓発を行う。

教育委員会は、学校関係者に対する遠隔教育の実施に係る普及・啓発を行い、教育委員会との円滑な連携及び支援開始につなげる。

Ⅳ まとめ・病気療養児の教育機会の保障

1. 支援体制の構築

本調査研究事業を通して把握された取組の現状を踏まえ、各自治体における病気療養児の教育機会の保障に関する取組の方向性について、遠隔教育実施のプロセス（支援体制の構築、遠隔教育の準備、実施、評価、復学に向けた支援）に沿って整理した。

（１）共通理解の醸成(理解啓発・普及啓発)

《現状を踏まえた考察》

各学校で、病気療養児に対する遠隔教育による学習保障のニーズが生じた場合に、迅速に学校・保護者が教育委員会と連携し、支援開始につなげるため、各自治体では日頃から教育委員会が主体となり、学校関係者や医療機関関係者、保護者等に対して、遠隔教育による学習保障の制度に関する普及・啓発の取組が行われていた。

遠隔教育による学習保障の制度に関する共通理解の醸成に向けては、都道府県教育委員会が、病気療養児に対する遠隔教育に関するリーフレットや制度の資料等を作成し、所管する学校の校長や教務主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等、遠隔教育の実施に関わる関係者が集まる研修等の機会に配布し説明することや、市町村教育委員会に対し、同様の制度等の説明会を開催する、保護者へリーフレット等を配布するなどの取組が考えられる。さらに教育委員会は、医療機関等の関係者に対し、遠隔教育への理解を促すリーフレット等の資料を作成・配布し、医療機関内で講演会や説明会を行うなどの取組が考えられる。これらの取組を通し、病気療養児の教育保障を進めるとともに、遠隔教育が必要となった場合速やかに実施できる体制を整備することがポイントとなると考えられた。

《まとめ》

- 遠隔教育による学習保障の制度に関する共通理解の醸成に向けて、都道府県教育委員会は、病気療養児に対する遠隔教育に関するリーフレットや制度の資料等を作成し、所管する学校の校長や教務主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等、遠隔教育の実施に関わる関係者が集まる研修等の機会に配布し説明するほか、保護者へもリーフレット等の配布を行うことが考えられる。
- 教育委員会は、医療機関等の関係者に対し、遠隔教育への理解を促すリーフレット等の資料を作成・配布し、医療機関内で講演会や説明会を行う。また市町村教育委員会に対し、遠隔教育による学習保障の制度に関する説明会を開催することが考えられる。

(2) 教育委員会における関係機関との連携体制

《現状を踏まえた考察》

遠隔教育の体制整備を行うに当たっては、教育委員会毎に病気療養児の実態を把握しておく必要がある。具体的には、各学校において病気療養児数、遠隔教育の実施状況、地域の医療機関の数等について実態調査を行うことにより現状を把握し、支援の必要性等について検討する必要がある。

学校種や公立・私立等、所属する学校に関わらず、病気療養児に対し遠隔教育における教育保障を行うためには、都道府県教育委員会内の特別支援教育主管課、義務教育主管課、高等学校主管課、私立学校主管課、医療部局等と連携し、支援体制を構築する必要がある。

小・中学校の病気療養児支援においては、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会と連携していく必要がある。市町村教育委員会においては、管内の小・中学校における病気療養児の状況を把握し、ICT 機器や通信環境の整備を進めるとともに必要に応じて都道府県教育委員会と連携できるような体制を整えておく必要がある。また、小・中学校における校内規定の整備に向けては、市町村教育委員会が主体となり取組を進める必要がある。

これらの連携体制の構築に当たっては、例えば、学校や保護者からの個別の相談事例を通して、日頃から連携を深めていくことが考えられる。

義務教育段階や高等学校段階など病気療養児の遠隔教育の制度に関する相談窓口が自治体の中でそれぞれ異なり保護者等が相談しにくいとの意見もある。都道府県教育委員会は、学校や保護者、市町村教育委員会、医療機関等に対し、遠隔教育を含む病気療養児の学習支援に関する相談が可能な行政の相談窓口や病弱特別支援学校を各教育委員会において明示しておくことにより、保護者等が相談しやすくなるほか、学校の教職員も教育委員会担当者とコンタクトをとることができ、迅速な支援につながる。

《まとめ》

- 遠隔教育の体制整備を行うにあたっては、まずは教育委員会毎に、各学校に在籍する病気療養児数、遠隔教育の実施状況、地域の医療機関の数等の実態を把握する。
- 都道府県教育委員会の関係各課が連携し、支援体制を構築するほか、小・中学校の病気療養児支援に向けては、都道府県教育委員会と市町村教育委員会とが連携したうえで、小・中学校における校内規定の整備等に向けては、市町村が主体となり取組を進める。
- 都道府県教育委員会は、学校や保護者、市町村教育委員会、医療機関等に対し、遠隔教育を含む病気療養児の学習支援に関する相談が可能な行政の相談

窓口や病弱特別支援学校を明示しておくことで、学校や保護者との円滑な連携を行う。

2. 病気療養中等の児童生徒に対する遠隔教育の準備

(1) 遠隔授業の実施体制づくり

《現状を踏まえた考察》

入院中の児童生徒に対する遠隔教育の実施に向けては、学校・教育委員会は医療機関と連携し、支援体制を整備する必要がある。教育委員会は、病気療養児の入院時から、医療機関や学校等の関係者からなる会議体を設置・運営し、個別の児童生徒に対する支援方針の検討や各種連絡・調整を行うことが考えられる。その他、医療機関が行う関係者を集めたカンファレンス等に学校関係者が参加することも考えられる。学校と医療機関との連絡調整においては、特別支援教育コーディネーターの活用あるいは医教連携コーディネーターを適宜配置し、情報共有を行うことが考えられる。

また遠隔教育を実施する際には、教育委員会や学校が主体となり、必要に応じて病気療養児への ICT 機器や Wi-Fi の貸し出しを行うことで、ICT 機器やネットワーク環境を整備する。

遠隔教育の実施に向けては、公立・私立いずれにおいても、まずは遠隔授業の具体的な実施方法の検討や、出席・単位認定、学習評価の方法に関する校内規定について校内で検討できる体制を構築し整備しておく必要がある。小・中学校および高等学校、特別支援学校等においては、出席認定、成績、内申、単位認定の校内規定の不断の見直しが重要である。校内規定について組織的かつ計画的に実施・評価・改善を行うカリキュラム・マネジメントの視点を取り入れることで、各学校の教育活動の質の向上を図ることが求められる。

また、各学校では、ICT に知見のある教職員や遠隔教育の実施経験のある教職員を中心として、校内でチームを編成したり、校内で ICT 機器の操作に関する研修会等を開催したりすることで、学内の支援体制を整備することが考えられる。

《まとめ》

- 学校・教育委員会は、会議体の設置や医教連携コーディネーター等を通じた連絡調整により医療機関と連携し、支援体制を整備する。
- 教育委員会や学校が主体となり、必要に応じて病気療養児への ICT 機器や Wi-Fi の貸し出しを行うことで、ICT 機器やネットワーク環境等を整備する。

- 公立・私立いずれにおいても、まずは遠隔授業の具体的な実施方法の検討や、出席・単位認定、学習評価の方法に関する校内規定について校内で検討できる体制を構築し整備しておく。
- 各学校では、ICT に知見のある教職員や遠隔教育の実施経験のある教職員を中心として、校内でチームを編成したり、校内で ICT 機器の操作に関する研修会等を開催したりすることで、学校内の支援体制を整備する。

（２）児童生徒の状況に応じた実施形態の選択

《現状を踏まえた考察》

病気療養中の児童生徒に対する遠隔教育においては、同時双方向型を原則としつつ、当該児童生徒の病状や治療の状況等から、配信側の授業時間に合わせて同時双方向型で実施することが難しいと学校において判断した場合に限り、オンデマンド型で実施することが可能となっている。（P.56（参考）※４※５参照）

学校は、児童生徒の病状の変化や状況に応じて、同時双方向型の授業もしくはオンデマンド型の授業のいずれかを選択する必要がある。教職員は、治療のスケジュールや病状等、保護者や児童生徒、医療機関とこまめに連絡を取り確認する。

医療機関との連絡においては、特別支援教育コーディネーターや医教連携コーディネーターを配置している場合にはそれらを活用し、配信方法などの調整をすることが考えられる。その際、特別支援学校の教職員とも連携しながら、医療機関の相談支援部門の相談員等を通して連絡・調整することも考えられる。

《まとめ》

- 学校は、病気療養児の病状や治療の状況について、保護者や児童生徒、医療機関とこまめに連絡を取り、病気療養児の病状や治療の状況等から、配信側の授業時間に合わせて同時双方向型の授業を実施することが難しいと学校において判断した場合に限り、オンデマンド型の授業の実施を検討する。

（３）オンデマンド型の授業の教材

《現状を踏まえた考察》

オンデマンド型の授業の教材作成の方法としては、以下の３つが考えられる。

- ① 通常授業の録画：通常授業を録画し配信する。
- ② 教材の作成：オンデマンド型の授業の専用教材を個別に作成する。
- ③ 既存の教材の活用：無料で公開されているテレビ番組等を活用する。

児童生徒の病状や学習内容・学習目標、教育効果に影響のない範囲で、取り組みやすく効果的・効率的な方法を選択することが考えられる。児童生徒の病状や体力的な負担に配慮し、10分、20分など、学習内容の内、おさえるべき基本的・基礎的な内容をまとめた短めの動画を作成するなどの工夫も考えられる。また無料で公開されている既存の教材を用いることで、教職員の負担を軽減し、効率的な実施が可能となる。

《まとめ》

- オンデマンド型の授業の教材については、学習内容・学習目標、教育効果に影響のない範囲で、通常授業の録画、教材の作成、既存の教材の活用のうちいずれかの作成方法を選択する。

（４）遠隔教育で行う各教科・科目等の整理

《現状を踏まえた考察》

オンデマンド型で実施する各教科・科目等については、特に制限は設けられていないが、「グループ活動や演習等、教師と生徒、生徒間の相互のやりとりが中心となる教育活動については、オンデマンド型の授業によらないこと」とされている。

（P. 56（参考）※４※５参照）

オンデマンド型の授業は各教科・科目等を限定しないという考え方のほか、指導内容に応じて各教科・科目等を限定するという考え方もある。また各教科・科目等の授業以外にも、学校行事やホームルーム活動について配信等を実施することで、友人や学校とのつながりを保ち、児童生徒の安心感を醸成することや、学習・治療へのモチベーション向上に寄与すると考えられる。実験・実習等のある各教科・科目等については、遠隔教育にて座学部分を切り出して取り扱う、実験映像を切り出し解説を加え教材とする、医療機関への持ち込みが可能な場合は器具などの貸し出し、操作等を実演するなどの工夫も考えられる。また、登校可能な日や復学後に対面指導により不足する学習内容を補完するなど、指導方法を組み合わせて実施することも考えられる。

《まとめ》

- オンデマンド型の授業は各教科・科目等を限定しないという考え方のほか、指導内容に応じて各教科・科目等を限定するという考え方もある。
- 学校行事やホームルーム活動について配信等を実施することで、友人や学校とのつながりを保ち、児童生徒の安心感を醸成することや、学習・治療へのモチベーション向上に寄与すると考えられる。
- 実験・実習等のある各教科・科目等については、遠隔授業にて座学部分を切り出して取り扱い、それ以外の部分を復学後や登校可能な日に対面指導により補完する、実技を伴う部分については個別に映像教材を用意するなど、指導方法を組み合わせて実施することも考えられる。

3. 病気療養中等の児童生徒に対する遠隔教育の実施

(1) 遠隔教育の実施場所における環境整備

《現状を踏まえた考察》

遠隔教育の実施場所については、入院中の病室、一時退院時や療養中の自宅等が考えられる。入院中の病室で遠隔授業を受講する場合には、あらかじめ入院先の医療機関の病室をはじめ院内全体の通信環境を確認しておく必要がある。必要に応じて、学校や教育委員会はWi-Fi ルーター等を貸し出すなど、保護者や医療機関と連携して環境を整備する。また、医療機関によっては、Wi-Fi ルーターの持ち込みなど、制限がある場合があることに留意する。学校や教育委員会は医療機関と連携し、遠隔授業や定期試験を病室で受けられる体制の整備を行う必要がある。病棟・病室で定期試験を行う場合は、答案の回収など、一部の事務的対応について医療機関関係者の協力を得られるよう調整することも考えられる。

《まとめ》

- 入院中の病室で遠隔教育を受講する場合、学校や教育委員会はあらかじめ医療機関と連携し、必要に応じWi-Fi ルーター等を貸し出すなど通信環境を整備する。
- 学校や教育委員会は医療機関と連携し、遠隔教育や定期試験を病室で受けられる体制整備を行う。

(2) 遠隔授業を実施するために必要な ICT 機器・通信機器

《現状を踏まえた考察》

同時双方向型の授業においては、配信側の教室へ三脚などでテレプレゼンスロボット(kubi 等)やタブレット等を設置し、Web 会議システムを使用して授業の配信を行い、受信側の児童生徒は、タブレット等で授業を受けることが考えられる。配信側では必要に応じピンマイクを用いることで、教員や児童生徒の音声を明瞭に収録することが可能となる。

オンデマンド型の授業においては、授業の様子を PC やタブレット、ビデオカメラ等で録画し、動画共有プラットフォームやオンラインのファイル共有システム等を活用して教材を病気療養児へ共有する。受信側の児童生徒はタブレットやポータブルプレーヤー等で教材を視聴する。実技・実習等の授業においては、教員もしくは児童生徒がウェアラブルカメラを着用し手元の様子を録画し、教材とすることで、実際に授業に参加することに近い環境を作りだし、学習効果を高めるなどの工夫も考えられる。

《まとめ》

- 同時双方向型の授業では、配信用のタブレット等を教室に設置し、Web 会議システムを活用して授業の様子を配信する。受信側ではタブレット等で授業の様子を視聴する。必要に応じてテレプレゼンスロボット(kubi 等)の活用を検討する。
- オンデマンド型の授業では、PC やタブレット等で授業の様子を録画し、動画共有プラットフォームやオンラインのファイル共有システム等で教材を共有する。児童生徒はタブレットやポータブルプレーヤー等で教材を視聴する。

（３）遠隔教育の実施方法、工夫

《現状を踏まえた考察》

○ 遠隔教育の実施方法・工夫

同時双方向型の授業を行う際には、配信側・受信側の双方でコミュニケーションをとることができる方法で実施することが重要であるため、テレプレゼンスロボット(kubi 等)を効果的に活用することも考えられる。授業中にも、教職員がこまめに受信側の児童生徒に声掛けを行い、受講状況や理解度を確認することが考えられる。また受信側の児童生徒の視聴環境に細やかに配慮し、必要に応じてサポートを行う必要がある。受信側の端末で、板書等が明確に見えているか、音声に聞き取りづらさがないかを確認し、適宜字の大きさやカメラの角度、配信機材の設置場所等を変更する必要がある。特に初めて病院で遠隔教育を受講する場合などは、可能な範囲で医教連携コーディネーターや保護者等が同席し、視聴のサポートを行うことも考えられる。病気療養児の状況把握や病気療養児の安心感に繋げるための取組として、授業後に、病気療養児と、教職員・クラスメイトとがオンラインでの交流を行うといった工夫も考えられる。

学校は、治療中の姿を見られたくないという思いを持つ児童生徒には、カメラオフで授業への参加を認めるなどの配慮を行うことが考えられる。

オンデマンド型の授業配信であっても、児童生徒の病状や体力的な負担感に伴い、長時間での連続した視聴が難しい場合もあるため、柔軟に対応できる授業計画とすることが考えられる。

同時双方向型の授業・オンデマンド型の授業を実施するにあたっては、動画に映る一般の児童生徒のプライバシーについても配慮が必要である。必要に応じ、画面には黒板等のみを映し、児童生徒を映さないようにするなどの対応が必要となる。

○ 対面による指導、支援

オンデマンド型の授業を行うに当たっては、義務教育段階では「教師が定期的に病気療養児を訪問することにより、その学習や生活の状況を把握し、適切な指導や支援を行うことが望ましい」こと（P.56（参考）※4参照）、高等学校段階においては「教職員が生徒の状況に応じて家庭や病院へ訪問を行うこと等を通じて、その生活や学習の状況を把握し、生徒本人やその保護者が必要としている支援を行うことが望ましい」こととされている（P.56（参考）※5参照）。

教員は医療機関や自宅への訪問において学習状況を把握し、登校日に学習内容を集中的に対面指導で補完するなど必要な支援を行うことが考えられる。

また、対面授業の実施時に、児童生徒に遠隔授業の感想を聞く、授業内容に関する質問をする、問題を解いてもらうなど、教員は学習内容の理解度を確認すること

が考えられる。

なお、高等学校の病気療養児においては、対面により行う授業を各教科・科目ごとに年間2単位以上実施する必要があるが、「病気療養中等の生徒であって、当該生徒の病状や治療の状況、医師等の意見等を踏まえ、対面により行う授業を複数回行うことが難しいと高等学校等の校長が認める場合」において、年間1単位とすることも認められることとなっている（P.56（参考）※1参照）。

《まとめ》

- 同時双方向型の授業を行う際には、教員はこまめに受信側の児童生徒に声掛けを行い視聴状況や理解度を確認し、必要に応じサポートを行うことが考えられる。また、配信側・受信側の双方向のコミュニケーションを活発化させるために、テレプレゼンスロボット(kubi 等)を活用することも考えられる。
- 病気療養児の状況把握や病気療養児の安心感を醸成するための工夫として、授業後に、病気療養児と教員・クラスメイトとがオンラインで交流するといった工夫も考えられる。
- 病気療養児の希望に応じ、カメラオフでの受講を認めるなど配慮を行う。
- 遠隔教育を実施する際は、動画に映る一般の児童生徒のプライバシーについても配慮する。
- 教員は医療機関や自宅への訪問において学習状況を把握し、登校日に学習内容を集中的に対面指導で補完するなど必要な支援を行うことが考えられる。
- 対面授業の実施時に、児童生徒に遠隔授業の感想を聞く、授業内容に関する質問をする、問題を解いてもらうなど、教員は学習内容の理解度を確認することが考えられる。

4. 病気療養中等の児童生徒に対する遠隔教育による学習の評価

(1) 視聴・出席確認の方法

《現状を踏まえた考察》

同時双方向型の授業を実施する際には、教員が病気療養児の Web 会議への接続状況を確認し、また授業中也定期的にオンラインのチャット機能や声掛けにより参加状況、理解状況を確認することが考えられる。

オンデマンド型の授業を実施する際には、動画共有プラットフォーム上の視聴回数や、オンラインのファイル共有システム上の閲覧回数で、視聴状況を確認するほか、動画視聴後に振り返りや課題を提出させたり、教員との面談で理解状況を確認することが考えられる。

同時双方向型の授業、オンデマンド型の授業いずれにおいても、受講後、授業の振り返りを提出させたり、試験を実施したりすることで、出席を確認する方法もある。

《まとめ》

- 同時双方向型の授業では、Web 会議への接続状況や、教員からのチャット・声掛けにより視聴・出席を確認する。
- オンデマンド型の授業では、教材の視聴・閲覧回数や、動画視聴後の振り返りや課題の提出、教員との面談の実施により、視聴状況を確認する。
- 同時双方向型の授業、オンデマンド型の授業いずれにおいても、授業後の振り返りの提出や試験の実施により、視聴・出席を確認する方法もある。

（２） 学習評価の方法

《現状を踏まえた考察》

令和４年度病気療養児に関する実態調査結果（令和５年１０月）においては、遠隔教育を実施していない理由及び実施した場合における出席扱いや単位認定していないこと理由として、学校の規定等が整備されていないことが要因の１つであった。（P.56（参考）※３参照）

オンデマンド型の授業実施に当たっての学習評価については、「定期的な訪問やオンラインでの面接、メールでのやり取り等を通して、動画の視聴及び学習状況を可能な限り把握するとともに、課題提出等、工夫して行うこと」とされている。（P.56（参考）※４※５参照）

遠隔授業の学習評価にあたっては、あらかじめ整備した校内規定に基づき、遠隔教育で実施した授業について評価することが基本となる。

学習評価の方法として、課題提出、レポート作成、口頭試問、試験の実施などが考えられる。提出物については、担任が病気療養児を訪問する際に受け渡しを行うほか、ICTサービスを活用し電子的にやり取りすることも考えられる。

試験の実施については、必要に応じ入院中の病室で定期検査を受けられるよう手配する必要がある。病室で試験を受ける場合は、試験に集中できる環境の整備や、他の児童生徒の公平性の担保について考慮が必要である。試験については、ICTサービスを活用し、電子的に実施することも考えられる。

《まとめ》

- 遠隔授業の学習評価にあたっては、あらかじめ整備した校内規定に基づき、遠隔教育で実施した授業について評価することが基本となる。
- 学習評価の方法として、課題提出、レポート作成、口頭試問、試験の実施などを検討する。
- 試験については、医療機関と連携し、病室で受講できる体制を整備したり、ICTサービスを活用し電子的に実施することなどが考えられる。

(参考)

高等学校における病気療養児の進級等の状況については、「進級・卒業」が 69%であった (P. 56 (参考) ※3 参照)。

各学年の課程の修了の認定に当たっては、例えば、特定の学年における未修得単位が一定範囲内であれば、後日、補充指導や追試験によって未修得の各教科・科目を修得することを条件として、次の学年に進級させるという形で学年の課程の修了の認定について弾力化を図ったり、卒業までに修得すべき単位数を修業年限内に修得する見込みがある場合には、条件を付することなく進級を認めたりすることなどが考えられることから、病気療養児の在籍校は、教育委員会等と連携し、療養等により授業を受けられない病気療養児に対しては、このような対応も視野に必要な配慮を行っていただきたい。(P. 56 (参考) ※2 参照)

5. 復学に向けた支援

(1) 医療機関との連携

《現状を踏まえた考察》

復学支援については、入院時から学校と医療機関、教育委員会、特別支援教育コーディネーターや医教連携コーディネーター、保護者等が連携し、退院後の復学を見据えた支援を顔の見える関係において検討していくことが重要である。

復学支援において、学校は医療機関の相談窓口を通して治療スケジュールも踏まえた情報を共有したり、病棟等と連絡をとったりすることも考えられる。

入院時に学校、医療機関、保護者等で医療機関を主体とした支援会議を実施することにより、関係者の復学に向けた共通認識を図ることができる。

学校は、復学に向けて医療機関関係者や保護者に、復学に向けて配慮が必要な事項について聞き取り、情報交換を行うことも考えられる。

教育委員会は学校等に特別支援教育コーディネーターや医教連携コーディネーターを配置し、入院時から復学前後の期間において、学校、医療機関、保護者、児童生徒本人等の関係者間での連絡調整を実施することも考えられる。

《まとめ》

- 病気療養児の入院時から、学校と医療機関、教育委員会、特別支援教育コーディネーターや医教連携コーディネーター、保護者等が連携し、退院後の復学を見据えた支援を顔の見える関係において検討していく。
- 復学支援において、学校は、医療機関と連携し治療スケジュール等も含めた情報共有を行うことが考えられる。
- 入院時に、学校、医療機関、保護者等の参加する支援会議を開催し、関係者の復学支援に向けた共通認識を構築したり、学校が医療機関関係者や保護者に、復学に向けて配慮が必要な事項を聞き取ったりすることが考えられる。
- 教育委員会は学校等に特別支援教育コーディネーターや医教連携コーディネーターを配置し、復学前後の期間にコーディネーターを介し関係者間での連絡調整を行うことも考えられる。

（２）前籍校との連携、在籍校における支援

《現状を踏まえた考察》

入院治療等のため、病院内の学級を設置している特別支援学校等へ一時転学している児童生徒に対し、復学を見据えた支援を行うことは重要であり、入院等の前に在籍していた学校（以下、「前籍校」という。）が転学先の特別支援学校等と連携し、本人や保護者の意向等を踏まえ、前籍校の卒業式などの学校行事に参加できるよう必要な配慮を行うことが望ましい。（P. 56（参考）※2 参照）

入院等に伴い特別支援学校へ転学している場合には、在籍校（特別支援学校）は、入院時や遠隔教育を実施する段階から、特別支援教育コーディネーターや医教連携コーディネーターと協力し、前籍校や病院関係者との顔の見える関係性を構築し、復学を見据えた支援について協議することが考えられる。

前籍校への復学前に、1 週間程度の体験通学を行い、前籍校から、本人・保護者の記録や本人の様子をフィードバックしてもらう等の工夫が考えられる。

在籍校における支援としては、学内に当該児童生徒に係る支援委員会を設置し、児童生徒に関する情報交換を行ったり、支援の在り方を検討したりする取組も考えられる。また、退院後の療養期間に学習支援やオンライン面談を実施したり、休み時間などにクラスメイトとオンラインで交流する機会を設けたりすることで、復学しやすい環境を作る取組も考えられる。

《まとめ》

- 入院等に伴い特別支援学校へ転学している場合には、在籍校（特別支援学校）は、前籍校や病院関係者等と連携し、復学を見据えた支援について協議することが考えられる。
- スムーズな復学のため、前籍校への復学前に、前籍校の様子を病気療養児へ共有する、体験通学を行うなどの工夫が考えられる。
- 在籍校では、当該生徒に係る支援委員会を設置することや、退院後も学習支援や面談等でサポートを行うことが考えられる。

（３）復学後の支援

《現状を踏まえた考察》

児童生徒の復学後も、学校生活において制限がある場合は、児童生徒の主治医が、復学後の日常生活における留意事項を学校へあらかじめ伝達するなど、学校と病院が連携して対応することがポイントとなる。特別支援教育コーディネーターや医教連携コーディネーターは、関係者間での連絡調整に加え、病気療養児に対する関係者間の共通理解をサポートし、復学後も引き続き必要に応じて児童生徒本人の状況把握・相談対応を実施する役割もある。

《まとめ》

- 復学後も学校生活において制限や配慮すべき事項がある場合は、学校と病院が共通理解を持ったうえで、連携し対応する。

6. まとめと今後に向けて

本事業においては、5つの受託自治体にて、病気療養児の教育機会の保障に向け、同時双方向型の授業を原則としつつ、必要に応じオンデマンド型の授業を効果的に活用するための調査研究を実施した。

支援体制の構築、遠隔教育の準備、遠隔教育の実施、遠隔教育による学習の評価、復学に向けた支援に関する自治体の取組を通して、オンデマンド型の授業の具体的な実施方法や課題を整理し、効果的な活用方法を提示することができた。

一方で、病気療養児に対する遠隔教育の実施については、地域により取組に差があることも指摘されており、その背景には、病気療養児に対する教育機会の保障に関する制度が学校や医療関係者等に十分に周知されていないという課題があると想定される。

本事業の成果及び課題を踏まえ、都道府県教育委員会においては、域内の市町村教育委員会に向け、病気療養児に対する遠隔教育に関する制度について研修や会議等、様々な機会を捉えながら制度の周知徹底に努め、市町村の学校における遠隔教育の実施体制の整備を支援していく必要がある。

市町村教育委員会においては、所管する学校に在籍する児童生徒が入院治療等により遠隔教育による学習支援が必要となった場合、迅速に実施体制を整備し対応できるよう個別の相談事案等を通して都道府県教育委員会と連携を整えておく必要がある。

学校においては、在籍する児童生徒が入院した場合には治療に専念させるのみではなく、学びの保障を行う必要があることなど教職員に対し病気療養児の遠隔教育に関する制度や必要性について理解啓発を行う。

病気療養児に対する遠隔教育を実施する際にはあらかじめ学習評価に係る校内規定を整備しておく必要がある。高等学校の単位認定においては、校内規定に基づく評価とともに修了の認定において弾力化を図るなど状況に応じた配慮を検討する。

医療機関においては、病気療養児が遠隔教育を受けられるよう学校や教育委員会と連携し、Wi-Fi 機器や病室等の環境を整備することが求められる。

教育委員会、学校においては、医療機関等との連携が欠かせないことから、特別支援学校のセンター的機能を活用した医療との連絡・調整や、普及啓発の実施など取組を通して日頃より医療機関等と連携しやすい関係性を構築しておく必要がある。

国においては、本事業を通じて把握された各自治体の取組の成果を踏まえ、オンデマンド型の授業の効果的な活用方法等を周知するとともに、各自治体において病気療養児に対する遠隔教育による教育保障の体制整備が進むよう、今後は全国の自治体に対する普及・啓発の取組を実施していく。

(参考)

※1 高等学校等における多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びの実現について（通知）（5 文科初第 2030 号令和 6 年 2 月 13 日）【別添 3，4】高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項について

※2 「病気療養児に関する実態調査」及び「特別支援教育体制整備状況調査等」の結果について（周知）（事務連絡令和 5 年 10 月 27 日）

※3 令和 4 年度病気療養児に関する実態調査結果（令和 5 年 10 月）

※4 小・中学校等における病気療養児に対する ICT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）（4 文科初第 2565 号令和 5 年 3 月 30 日）

※5 高等学校等の病気療養中等の生徒に対するオンデマンド型の授業に関する改正について（通知）（4 文科初第 2563 号令和 5 年 3 月 30 日）

令和6年度文部科学省委託
ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実
(病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業に係る
調査研究事業)
事業報告書

令和7(2025)年3月

PwCコンサルティング合同会社

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-2-1